学びに、遊びや体験を。

生涯を通じた学びを保障する
松本まるごと学都構想

第４次松本市教育振興基本計画（案）

令和９年　　月

松本市・松本市教育委員会

松本市子どもの権利に関する条例（平成２５年条例第５号）

前文

　わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。
１　どの子もいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
２　どの子も愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
３　どの子も松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
４　どの子も地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
５　どの子も自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
６　どの子もいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

　子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。
　日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。
　子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。
　子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。
　子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。
　子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。
　子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくることができるようになります。
　おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。
　松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約など」といいます。)の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

目次

第１章　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・　１
　１　教育振興基本計画とは
　２　計画策定などこれまでの経過
　３　位置付け
　４　期間

第２章　松本市教育大綱　・・・・・・・・・・・　２

第３章　第４次教育振興基本計画　・・・・・・・１１
　１　基本的理念　・・・・・・・・・・・・・・・１１
　２　キャッチフレーズ　・・・・・・・・・・・・１２
　３　特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　４　各論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　　体系図・計画の見方　・・・・・・・・・・・１５
　⑴　分野１　子育て　・・・・・・・・・・・・１７
　⑵　分野２　教育　・・・・・・・・・・・・・２１
　⑶　分野３　地域　・・・・・・・・・・・・・３３
　⑷　分野４　社会教育　・・・・・・・・・・・３７
　⑸　分野５　人権共生　・・・・・・・・・・・４５
　⑹　分野６　食　・・・・・・・・・・・・・・５１
　⑺　分野７　自然　・・・・・・・・・・・・・５３
　⑻　分野８　スポーツ　・・・・・・・・・・・５５
　⑼　分野９　文化芸術・歴史　・・・・・・・５７

第４章　資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
　１　松本市の教育に関するアンケート調査結果の概要
　２　松本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
　３　松本市教育振興基本計画策定委員名簿
　４　第４次計画の策定過程
　５　国及び県の教育振興基本計画、松本市教育要覧

第１章　はじめに

１　教育振興基本計画とは

地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

２　計画策定などこれまでの経過

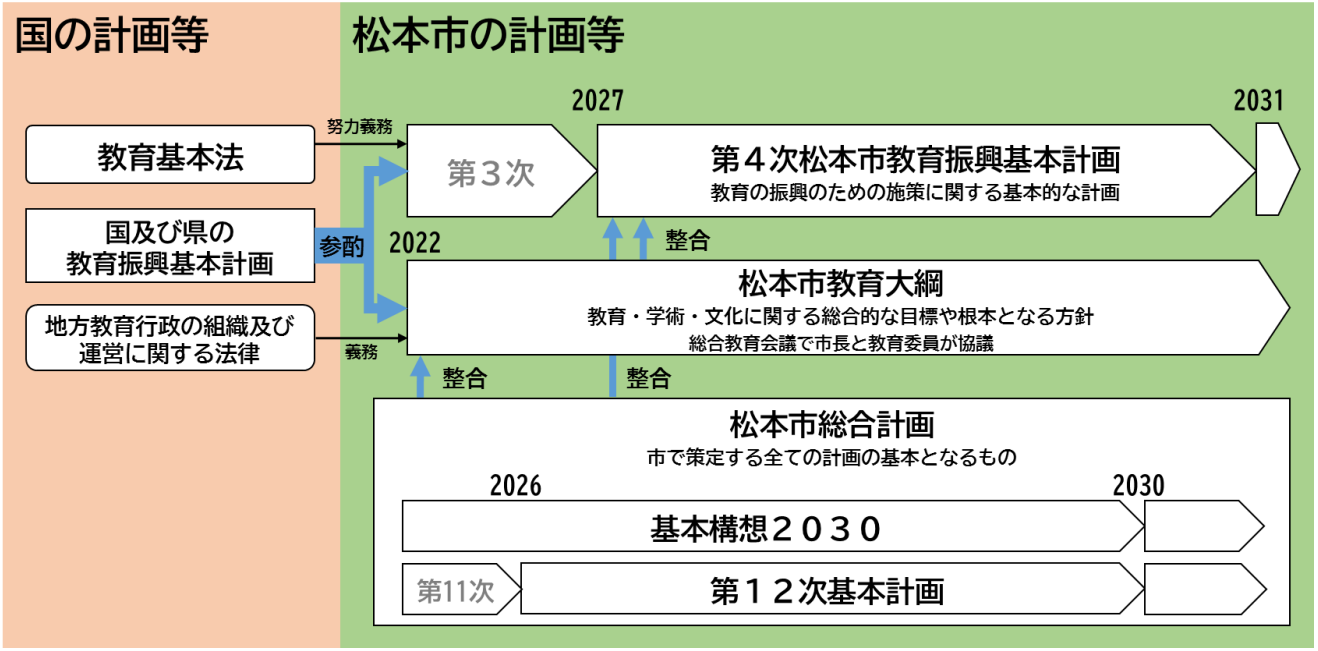
年度	計画等	備考
平成５年度 ～２５年度	第１次～第２次松本市生涯学習基本構想（学びの森づくりをめざして）	・平成１９年（市制施行１００周年）　新たな世紀の目標として「学都松本」の実現を掲げる。
平成２４年度 ～令和３年度	第１次～第２次松本市教育振興基本計画「学都松本」をめざして	※　松本市生涯学習基本構想を継承 ※　平成２７年度から松本市教育大綱として位置付け
令和４年度 ～８年度	第３次松本市教育振興基本計画「学びに、遊びや体験を。生涯を通じた学びを保障する松本まるごと学都構想」	・令和４年２月　松本市教育大綱を策定

３　位置付け

第３次計画の策定から５年が経過し、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する状況の中、市民アンケート等を基に、これからの松本市の教育の目指す姿を見据え、新たに第４次の教育振興基本計画を策定しました。

４　期間

第４次の計画期間は、２０２７年（令和９年）から２０３１年（令和１３年）までの５年間とします。



子どもが主人公
学都松本のシンカ

松本市教育大綱

令和４年２月１４日



学都松本の主人公は

子ども です

すべての子どもは、かけがえのない存在です。

すべての子どもは、自ら学び、成長していく力を持っています。
すべての子どもは、生まれ育った環境などに左右されることなく、
学びの機会が保障されなければなりません。

すべての子どもが、健やかに成長していく。
すべての子どもが、自由に自分を表現していく。
すべての子どもが、身近な大人の支援を受けることができる。
そして、すべての子どもの違いが、「自分らしさ」として認められていく。

学都松本は、

「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

1

学都松本 の シンカ

子どもは、さまざまな経験を通じて、日々成長していきます。

大人は、子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、
健やかな育ちと豊かな学びを支えていきます。

そして、子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、
自分らしく生きていくことを叶えていきます。

松本市は、

「子どもを主人公とし、
その学びを地域社会全体で支えること」

を学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、

「学都松本のシンカ」に挑んでいきます。

2

これからの時代に必要な力

●予測困難な時代

世界的な気候変動や新たな感染症の出現で、私たちは予測困難な時代の到来を目の当たりにしています。新しい生活様式が模索される中で、情報化や技術革新は加速度的に進展し、社会は大きな転換期を迎えています。ただ、このことは、見方を変えれば、私たちの手で未来を創り出していく好機として捉えることができます。

●非認知的能力への着目

変化の激しい社会を生きていくために、生涯の学びを支える非認知的能力がこれまで以上に必要とされています。非認知的能力とは、意欲、計画性、粘り強さ、忍耐力、自制心、協調性、創造性、コミュニケーション力といった個人の特性として備わっていく資質や能力のことを指します。

●遊育・情動・体験への着目

人は、自分の興味・関心や好奇心に応じて夢中になって遊ぶこと（遊育※）や他者とのコミュニケーションによって心を動かされたりすること（情動）など、さまざまな体験を積み重ねることで、もっと学びたいという意欲が喚起されます。

子どもたちのさまざまな体験の環境を整えていくためには、家庭や学校だけでなく、地域社会が一体となって協働して取り組んでいくことが必要です。

※遊育（ゆういく）：将来の生活に必要な基本的な動作をからだや五感（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚）を使った遊びを通じてバランスよく身につけ、子どもの健やかな成長を促すこと

大切にしていく学びのあり方

子どもを主人公とする学都松本では、
特に大切にしていきたいと考えている学びの視点が３つあります。

それは、**多様性、創造性、主体性** です。

多様性 を育む学びとは、一人ひとりの個性や能力を尊重した学びを

創造性 を育む学びとは、未来を切り拓き、新しい価値を生み出す学びを

主体性 を育む学びとは、自己や他者と対話しながら、社会に参画する学びを指します。



３つの学びの視点には、「これからの社会を創る子どもたちに大切な価値として受け止めてほしい」という期待と、「学びの環境を整え支えていく支援者の大人に常に心に留めてほしい」という期待が込められています。

4

多様性



一人ひとりの個性や能力を尊重した多様な学び

《子どもに対する期待》

・自分の可能性を信じること

・社会・世界や価値観の多様さを理解しながら、共感や思いやりを持って他者と向き合うこと

《大人に対する期待》

・価値あるかけがえのない存在として、すべての子どもを受け入れ、支えていくこと

・生まれ育った環境にかかわらず、すべての子どもが学び続けられる機会を保障していくこと

5

創造性



未来を切り拓き、新しい価値を生み出す創造的な学び

《子どもに対する期待》

・さまざまな体験を積み重ねることで、感性を磨き、自らを表現し、他者に伝えていくこと

・失敗を恐れずいろいろなことに挑戦し、新たな価値を生み出していくこと

《大人に対する期待》

・すべての子どもが、さまざまな遊びや体験を通して経験を豊かにしていく機会を保障していくこと

・子どもの個性や能力を見出し、十分に伸ばしていける環境を整えること

6

主体性



自己や他者と対話しながら、社会に参画する主体的な学び

《子どもに対する期待》

・自分の趣味・関心や好奇心、「なぜだろう」という疑問を持つことを大切にし、
自分自身の学びを深めていくこと

・地球の過去・現在・未来を広い視野で捉え直し、他者と協働しながら、
持続可能な社会の創り手として物事に関わること

《大人に対する期待》

・すべての子どもや若者を社会の一員として成長できるよう、支えていくこと

・「挑戦したい」という子どもの思いに寄り添い、認め、支えていくこと

7

学びの基盤となる基礎学力（知識・技能）を伸ばし、大綱で示した理念と学びの視点を実現していくために、次の施策に重点的に取り組みます。

重点①　子どもを誰一人取り残すことのないシステムの構築

・インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実
・家庭・教育・医療・福祉の連携・協働を通じて、子どもの育ちと学びを切れ目なく支援する仕組みの強化
・多様な学びを地域で支えていく仕組みづくりの推進

重点②　子どもにとって魅力的な学校環境の整備

・学びの伴走者として個別最適な学びと協働的な学びを支える教職員研修の充実
・特色ある教育活動を支援するリーディングスクールの実現
・安全・安心な教育環境の実現（学校設備、学校給食）

重点③　「遊び」や「体験」を大切にした学びの拡充

・子どもが安心して自由に遊び、さまざまな体験ができる場と機会の創出
・子どもや若者が集い、他者と協働的に学ぶことができる場と機会の創出
・本物の芸術や文化に触れることができる場と機会の創出

8

第３章　第４次教育振興基本計画

１　基本的理念

～子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本～

生きることは学ぶこと。学ぶことは生きること。

自分らしく生きるために欠かすことのできない学び。
そのためには、一人ひとりのいのちの尊厳が守られなければなりません。

すべての人が互いを認め合い、自分らしく生きていく、その権利を保障していく。
すべての人がさまざまな経験を積み重ね、自分らしい学びを深めていく、その機会を保障していく。

松本市は「子どもの権利に関する条例」を制定し、「すべての子どもにやさしいまち」を目指しています。
子どもにやさしいまちは、すべての市民にとっても、魅力あるまちとなります。

大人は、子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、健やかな育ちと豊かな学びを支えていく。
子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、自分らしく生きていく。

松本市は、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を実現していきます。

【コラム】教育の意義・目的とは
教育とは、「今を積み重ねた先にある未来を創造する営み」であり、未来とは「希望」です。教育は、「希望」を生み出すことです。
教育の意義には、個人として「自分はどう生きるか」という側面と、
社会の一員として「他者とともにどう生きるか」という側面があります。
松本市では、「みんなの未来の学校」において児童生徒が「充実した人生とよりよい社会を創る当事者！」となることを目指しています。
自分で考え、自分の人生を自ら舵取りできる人をはぐくむとともに、
明日の松本市を、長野県を、日本を、世界を、他者とともにつくっていく人をはぐくむことが、教育の目的です。

２　キャッチフレーズ

第４次松本市教育振興基本計画では、次の構想を具体化するための施策を推進していきます。

学びに、遊びや体験を。

生涯を通じた学びを保障する
松本まるごと学都構想

【コラム】松本まるごと学都構想

平成１２年策定の「松本まるごと博物館構想」では、市域の自然環境や文化・産業等の遺産など、全てのものが地域学習の教材であるという理念を掲げました。

この理念を広げ、誰もが、いつでも、どこでも、学ぶことができるという思いを込めて「松本まるごと学都構想」としました。

3　特徴

⑴　組織を横断する

第４次計画では、組織横断的な視点を持って各種事業を推進することを大切にしていきます。そこで、複数の担当課が一つの事業を連携・協働して推進する姿勢を複合的な体系図として示すこととしました。

⑵　「みんなの未来の学校」を実現する



松本市では、全ての市立小・中学校において、「みんなの未来の学校（略称：みんミラ）」の実現を目指します。「みんな」とは、児童生徒、教職員、保護者、地域の方など、その学校に関係する全ての人を指します。「未来の学校」とは、これまでの「当たり前」や「ふつう」を見返し、子どもの視点に立った新たな学校づくり、授業づくりに挑戦し続ける学校のことです。児童生徒が「自分らしく あなたらしく ありのままに」いられて学べる環境をつくり、子どもが子どもらしく、無理をせず、大人の顔色を窺うことなく、生き生きと過ごし、自分と相手の自由に生きる権利を尊重し合える。そんな「みんミラ」の実現を目指します。

⑶　遊びや体験を重視する

私たちは、学びを支える「楽しさ」を奪い、子どもにとっての豊かな学びの可能性を狭めてこなかったでしょうか。

学びを動かしていく原動力には、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心があります。

夢中になって遊ぶこと（遊育）。

他者との関わりの中で心を動かされること（情動）。

こうした経験の積み重ねが、学びに対する意欲を喚起し、多様性・創造性・主体性を育む資質や能力の育成につながっていくものと考えます。教育に関わる全ての事業を、「遊び」や「体験」の要素を意識して推進していくこととしました。

【コラム】遊びとは

「遊び」という言葉には、様々な思いが込められています。
山や川、畑や田んぼなど、雄大な自然に囲まれながら遊ぶこと。
鬼ごっこや運動など、ルールを決めて体を動かして遊ぶこと。
おもちゃやゲームなど、道具を使いながら工夫して遊ぶこと。
ワクワクした気持ちで好きなことに向き合い、心を満たすこと。
子どもも大人も、誰もが「遊びごころ」を持って日々を生きること。

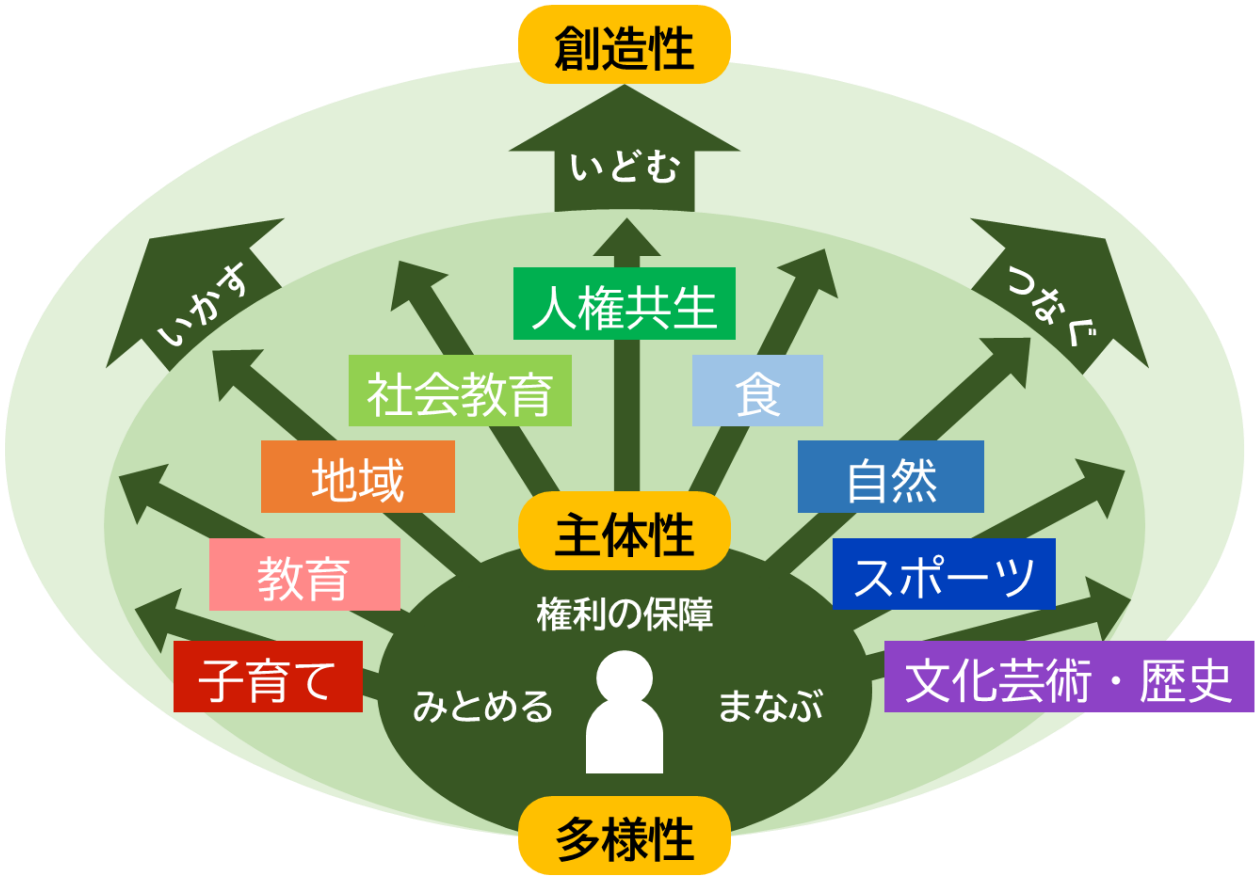
「遊び」には、行政が従来の考え方に捉われることなく、柔軟に対応していくことへの期待も込められています。

⑷　地域で「生涯を通じた学び」を支える

松本の地域全体で、子どもも大人も生涯を通じて学び続けていくことを支えていきます。

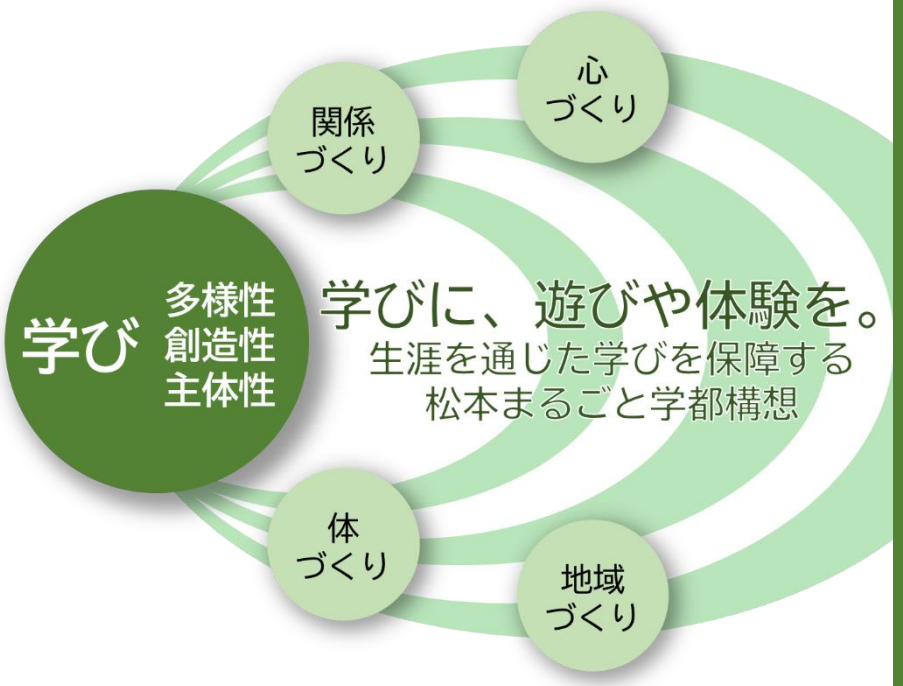
【コラム】学びの前提となる「人権保障」
下の図は、第３次松本市教育振興基本計画の策定委員会で議論された「人権保障」のイメージです。
全ての人が自分らしく生きる権利が保障されることで、互いを認め合い、尊重し合うことができます（多様性）。
そして、主体的に取り組んだ経験を積み重ねることで（主体性）、
自らの視野が広がり、生きる力が満たされ、その学びは、創造的な価値を生み出す原動力となります（創造性）。
第４次松本市教育振興基本計画においても、この視点を継承することとしました。

【学びと人権保障のイメージ図】



4　各論

体系図



分野	方針
遊びや体験 ※1	
1　子育て	1　子育て支援の充実 2　乳幼児期の遊びと学びの充実
2　教育 ※2	1　学童期の遊びと学びの充実 2　青年期の遊びと学びの充実 3　教職員研修の充実と働き方改革の推進 4　多様な遊びと学びの機会の保障 5　子ども・若者の居場所づくりの推進 6　子ども関係施設等の整備・充実
3　地域	1　学校・家庭・地域の連携・協働の推進 2　地域づくりの推進
4　社会教育	1　社会教育活動の充実 2　地域の情報拠点としての図書館機能の充実 3　平和祈念事業の推進 4　社会教育関係施設等の整備・充実
5　人権共生	1　子どもの権利保障と環境づくりの推進 2　互いを認め合い学び合う教育の推進 3　インクルーシブな教育・特別支援教育の推進
6　食	1　食育の推進と学校給食の充実
7　自然	1　環境教育活動の推進
8　スポーツ	1　スポーツ活動の推進 2　スポーツを楽しむ環境の充実 3　スポーツの魅力を生かしたにぎわいの創出・交流の促進
9　文化芸術・歴史	1　誰もが自由に文化芸術に親しめるまちの創造 2　文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造 3　多様な分野との連携による課題解決や地域の活性化

※1　「遊びや体験」による様々な経験の積み重ねが、学びに対する意欲を喚起し、多様性・創造性・主体性を育む資質や能力の育成につながる大切な視点です。

※2　学童期から青年期までの学校教育のほか、学校外での多様な学びを含めるため、「学校教育」ではなく「教育」としました。

計画の見方

分野１　子育て　　方針１　子育て支援の充実

【現状と課題】

急速に変化する社会情勢や、多様化する市民ニーズを踏まえた現状と課題を記載しています。

【施策の方向性】

今後５年間の計画期間で特に重点的に取り組む施策の方向性を記載しています。

※　分野７ 自然、分野８ スポーツ、分野９ 文化芸術・歴史は、関連計画に体系付けられている現状、施策の方向性等から主に抜粋することとします。

【主な成果指標】 現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

施策の方向性に関連し、施策の進捗や達成度合いを測るための代表的な指標を掲載しています。

※　分野７ 自然、分野８ スポーツ、分野９ 文化芸術・歴史について、進捗管理等は各関連計画の指標等によるものとします。

【主な事業・取組み】

施策の方向性につながる主な事業や取組み、その担当課や連携する課を掲載しています。

[主管]…事業や取組みを実施し管轄する課（事業の予算要求、執行等を行う課）
[担当]…事業や取組みを実施する課（複数の課が事業や取組みを実施しているもの）
[連携]…事業や取組みの実施に関して、主管課等と連携している課

【関連計画】

方針に関連する主な個別計画を掲載しています。

分野１　子育て　　方針１　子育て支援の充実

【現状と課題】

⑴　乳幼児期においては、子どもが大人との安定した「アタッチメント（愛着）※」を基盤として、豊かな「遊びと体験」等を通して外の世界への挑戦を重ねる「安心と挑戦の循環」が、自己肯定感の醸成や将来の自立に向けて重要とされています。

⑵　少子化が進行する中で、子育てを家庭だけの問題とせずに、社会全体で支えていくことができる仕組みづくりが必要です。

⑶　核家族化等の家庭環境の多様化、地域のつながりの変化等を背景として、子育てに関する悩みや困難を家庭だけで抱え込み、必要な支援につながりにくい状況が懸念されるため、保護者同士の交流の機会づくりや必要な支援につなげる相談体制の構築が必要です。

⑷　子どもや保護者、家庭が抱える課題・問題が多様化・複雑化する中で、一人ひとりが抱える課題の違いや子どもの成長・発達段階によって支援が途切れることなく、子どもと保護者、家庭に対して切れ目のないきめ細かな支援を行っていくことが必要です。

【施策の方向性】

⑴　「アタッチメント（愛着）」形成への支援

愛着形成や親子関係の構築に関する講座を開催するほか、次の施策により保護者の心理的安定を図ります。また、保護者や養育者のみならず、保育者など子どもと密に接する特定の大人も愛着対象となることから、子どもの育ちに関わる人々への普及啓発や理解促進を図ります。

⑵　保護者の交流機会の確保

保護者同士の交流を促す子育て支援の講座の開催、子育てサークル等の地域住民の活動の支援と情報の発信に取り組みます。

⑶　効果的な情報発信と相談体制の充実

ＩＣＴを活用した効果的な情報発信や、出産・子育てに関わる支援者の連携による相談体制の充実を図ります。

⑷　切れ目のないきめ細かな支援体制の整備

様々な機関や人材との連携・協働体制の強化により、子どもと保護者、家庭に対して切れ目のないきめ細かな支援を行います。

※　アタッチメント（愛着）…子どもが怖くて不安な時などに、身近な大人（愛着対象）がその気持ちを受け止め、子どもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。また、子どもが自分や社会への基本的な信頼感を得るために欠くことのできないものであり、子どもの自他の心への理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくもの（こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの１００か月の育ちビジョン）」より）

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を知っている、３歳までの子どもを子育て中の親の割合　※１

７７．５％　→　１００．０％（Ｒ１２）

【主な事業・取組み】

●育児学級　[主管]健康づくり課

●子ども子育て安心ルーム事業　[主管]こども育成課　[連携]健康づくり課

●地域子育て支援拠点事業　[主管]こども育成課

松本市は「安心して出産・子育てができるまちであるか」という問いに対する市民の評価　※２ **２．６６**（Ｒ６）　→　**３．９９**（Ｒ１１）	●子育て支援講座の開催、子育てサークルの支援・情報発信 ［担当］こども育成課、生涯学習課・中央公民館、地域づくり支援課、福祉政策課、健康づくり課

※１　乳幼児健診の際のアンケート　※２　１～４の４段階評価の平均得点、中間値は２．５。市民意識調査

【関連計画】　松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画、松本市子ども・子育て支援事業計画、松本市健康増進総合計画、松本市地域づくり実行計画

【資料掲載】
こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの１００か月の育ちビジョン）」から「こどもまんなかチャート」等の資料

分野１　子育て　　方針２　乳幼児期の遊びと学びの充実

【現状と課題】

⑴　就労形態の多様化等に伴う保育需要の高まりを受けて、待機児童対策として「保育の量」を確保し、多様な保育サービスを提供していくと同時に、「保育の質」も保障していくことが求められています。

⑵　予測困難な時代を生きていく土台となり、生涯を通した学びを支える力である非認知的能力（意欲、粘り強さ、コミュニケーション能力等）を高めていくことが重要とされています。

⑶　乳幼児の発達に関する科学的知見を踏まえ、一人ひとりの発達の特性や個人差への理解を深め、乳幼児期から青年期までの学びの連続性に配慮した教育の充実とともに、幼児教育から小学校教育への円滑な接続が求められています。

【施策の方向性】

⑴　保育・幼児教育の充実

一人ひとりの発達状況を考慮し、保育者との信頼関係を土台としながら、子どもの主体的な選択や試行錯誤を尊重します。全ての子どもが個性や能力を最大限発揮できる幼児教育を推進するとともに、非認知的能力を育む多様で深い遊びや体験の機会を提供します。

⑵　多様な保育サービスの提供

延長保育、障がい児保育、一時預かり、医療的ケア児※への対応等、多様なニーズに応じた事業を推進します。

⑶　幼保小の接続強化

幼保小職員間の情報交換、交流や連携の充実、幼児期の遊びから小学校教育への円滑な接続を意識した幼児教育の充実を図ります。

※　医療的ケア児…日常生活を営むために医療的ケアが必要な子ども

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

教職員が回答する幼稚園・保育園・小学校の連携の充実度　※１

・幼稚園・保育園等：３．３５　→　３．６４

・小学校：　　３．２４　→　３．５２

子どもの園での様子が楽しそうであると回答する保護者の割合　※２

７８％　→　８６％

【主な事業・取組み】

●保育士等の研修　[主管]保育課

●特別保育の充実　[主管]保育課

●ブックスタート事業、セカンドブック事業

[主管]中央図書館　[連携]健康づくり課

●松本市幼年教育研究会・園長校長等合同懇談会での幼保小間の連携・緩やかな接続

[担当]保育課、学校教育課

※１　幼稚園・保育園等、小学校の教職員等の回答。１～５の５段階評価の平均得点、中間点は３。松本市の教育に関するアンケート調査

※２　年長の保護者。松本市の教育に関するアンケート調査

【関連計画】	松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画、松本市子ども・子育て支援事業計画

【資料掲載】公立保育園の基本理念、保育目標等の資料

分野２　教育　　方針１　学童期の遊びと学びの充実

【現状と課題】

⑴　急激に変化する社会を生きていく子どもたちには、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手となることが期待されています。

⑵　子どもたちが日常生活や社会に目を向け、課題を解決する力を育むとともに、一人ひとりの子どもの可能性を引き出す支援が必要とされています。また、予測困難な時代を生きていく土台となり、生涯を通した学びを支える力である非認知的能力（意欲、粘り強さ、コミュニケーション能力等）を高めていくことが重要とされています。

⑶　国際化が急速に進展する今日、外国語を知識として覚えるだけでなく、相手の考えを知り、自分の意見を発信できるコミュニケーション能力、相手の異なる文化的背景、多様な価値観を尊重して合意形成を図り、共に新たな価値を創造する能力が求められています。

⑷　学校教育におけるＧＩＧＡスクール構想※の実現、ＩＣＴ活用により、きめ細かな指導体制の整備を進め、個別最適な学びと協働的な学びの実践、教育の質の向上につなげることが求められています。

【施策の方向性】

⑴　個に応じた学びと多様な他者とかかわる学びの充実

一人ひとりの興味や関心を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの視点を大切にした個別最適な学び※と協働的な学び※の一体的な充実を図ります。

⑵　探究する力、非認知的能力を育む機会の提供

課題解決に向けて探究する力、非認知的能力を育む多様で深い遊びや学び、体験の機会を提供します。

⑶　英語教育の充実と異文化交流の機会の充実

様々な機関・団体、英語話者等の人材との連携・協働、都市間交流の促進等により、異文化に触れる機会の充実を図るとともに、英語を実際のコミュニケーションで活用できる資質・能力の育成を目指します。

⑷　ＩＣＴを活用する環境の整備

子どもたちが自由な発想で１人１台端末を学びの道具として活用するなど、新たな学びの環境の整備を進めます。

⑸　幼保小中の接続強化

幼保小中職員間の情報交換、交流や連携の充実、学びの連続性を意識した小学校教育、中学校教育の充実を図ります。

※　ＧＩＧＡスクール構想…１人１台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ＩＣＴ機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のＰＤＣＡサイクル徹底等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想

※　個別最適な学び…子どもたち一人ひとりの特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等を柔軟に設定・調整を行うことなどの「指導の個別化」と、子どもたちの興味・関心等に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身の学習が最適になるよう調整する「学習の個性化」を整理した概念

※　協働的な学び…探究的な学習や体験活動等を通じ、子どもたち同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう必要な資質・能力を育成する学び

【主な成果指標】 現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う児童生徒の割合　※１ ・小学６年生：８３．６％　→　８５．０％ ・中学３年生：８２．７％　→　８６．０％
授業の内容がよく分かると回答する児童生徒の割合（調査対象科目の平均値）　※１ ・小学６年生：８１．４％　→　８６．０％ ・中学３年生：７６．３％　→　８１．０％
教職員が回答する小学校・中学校の連携の充実度　※２ ・小学校：３．２７　→　３．５７　　・中学校：３．１０　→　３．３６

【主な事業・取組み】
●「みんなの未来の学校」構築事業 ［主管］教育政策課　［連携］学校教育課 ●学校教育情報化推進事業 ［主管］学校教育課 ●松本市幼年教育研究会・園長校長等合同懇談会での幼保小間の連携・緩やかな接続（再掲） ［担当］保育課、学校教育課

※１　全国学力・学習状況調査　　※２　小学校・中学校の教職員等の回答。１～５の５段階評価の平均得点、中間点は３。松本市の教育に関するアンケート調査

【関連計画】	松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画、松本市教職員研修計画、松本市学校教育情報化推進計画、松本市部活動地域展開推進計画

【コラム】探究とは？

「知識やスキルの習得に偏った学びではなく、自ら課題や問いを見出し、その解決を目指して仲間と協働しながら、新たな価値を創造する」ことです。「新たな価値の創造」とは、総合的な学習の時間等で、課題や問いの答えを自らの言葉で生み出すことを指します。

しかしながら、教科の学習においても、知識・技能を先生から教えてもらうのではなく自ら獲得すれば、その知識・技能は自分にとっての新たな価値となります。したがって、「探究は総合的な学習の時間の学び」「教科学習は習得中心」ではなく、教科学習においても、探究の学びの充実を目指すことが大切です。信州教育では、以前から、教科学習における「問題解決的な学び」の実現を目指してきた歴史があります。これはまさしく、教科の学びにおける探究です。

では、単なる「調べ学習」と「探究」の違いは何でしょうか。それは「問い」の違いです。調べるだけで分かる疑問を問いとし、答えをまとめているだけの学びも見られます。探究は、疑問から出発し、調べていく中で課題が浮かび上がり、その課題を基に自分なりの問いを設定し、解決に向けて自分事として追究して、自らの言葉で答えをまとめていきます。例えば、地域に学ぶ総合学習において、「この地域にはどんなお祭りがあるのだろうか」は単なる疑問で調べれば分かることですが、「地域のお祭りを１００年後も残すために、若者が参加したくなる仕組みは何だろうか」は、地域の課題に根差した問いです。様々な方へインタビューしたり他地域の取組みを調べたりしながら、自分なりの答えを導き出して自らの言葉で提言をまとめます。これこそが新たな価値の創造であり、真の探究といえます。

分野２　教育　　方針２　青年期の遊びと学びの充実

【現状と課題】

⑴　高校生や大学生等の学生や単身で居住・就業する若者世代が、学校や仕事場以外の学習や交流の場が少なく、多様な人や社会とつながる機会が減少しています。

⑵　義務教育課程終了後のひきこもりの若者に対する支援が十分でない場合に、当事者や家族が孤立してしまう可能性があることから、切れ目のない支援を行っていくことが求められています。

⑶　社会の不確実性が高まる中、企業への就職にとどまらず「手に職を持つ」「自立して起業する」といった多様な生き方の実現に向けて、探究的な学びや地域課題解決への挑戦を、単なる「社会貢献活動」ではなく「自らの人生観やキャリアを確立する実践的なキャリア学習」として明確に位置付け、活動の一層の充実と支援が求められています。

【施策の方向性】

⑴　活動の場や交流の機会の創出

高校生や大学生等が多様な人や社会とつながるよう、家庭・学校・地域が連携・協働して、活動の場や交流の機会を創出します。幼児・児童の活動に中高校生や年齢の近い若者が伴走者として関わるなど、多様な年齢層が交流し、仲間づくりができる場や機会を創出します。

⑵　多部局の連携による切れ目のない支援体制の構築

教育、福祉、労働等の行政部局や関係機関が密に連携して切れ目のない支援体制を構築し、相談窓口や居場所、就労支援や家族へのサポートの取組みの充実を図ります。

⑶　地域とつながり挑戦する活動への支援

義務教育課程での多様な価値観に触れる学習や探究的な学びの充実に留まらず、高校生や大学生等が多様な人や地域社会とつながり、地域の魅力向上や課題解決等に向けて主体的に挑戦する活動を支援します。

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

地域や多様な世代と関わる探究活動・社会活動に参加した高校生、大学生等の割合 **３６％　→　４６％**
自分は「様々なことにチャレンジしている」と評価する１８～３９歳の市民の状況　※ **２．３４**（Ｒ６）　→　**２．５７**（Ｒ１１）

※　１～４の４段階評価の平均得点、中間値は２．５。
　　市民意識調査

【主な事業・取組み】

●若者と地域がつながる取組み
　[担当]生涯学習課・中央公民館、若者参画課、地域づくり支援課
●若者参画推進事業、若者チャレンジ応援事業、若者地域マッチング事業
　[主管]若者参画課
●私立学校補助事業、松本市育英資金奨学金事業
　[主管]学校教育課
●青少年相談窓口設置事業
　[主管]こども育成課
●松本市ひきこもり等社会参加サポート事業（重層的支援体制整備事業）
　[担当]福祉政策課　[連携]こども育成課、こども福祉課、若者参画課、学校教育課等

【関連計画】	松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画、松本市地域福祉計画

【資料掲載】若者地域マッチング事業、ひきこもり等社会参加サポート事業等の概要資料

分野２　教育　　方針３　教職員研修の充実と働き方改革の推進

【現状と課題】

⑴　中核市として教職員の研修権を有する松本市は、きめ細かな教育を実践・指導できる専門性と指導力を備え、新たな教育課題やニーズに対応できる教職員を育成していく責務を有しています。

⑵　子どもたちが「自分らしく　あなたらしく　ありのままに」いられる学びの環境をつくり、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進していくために、教職員の資質・能力の向上を目的とした研修を充実させていくことが求められています。

⑶　「社会に開かれた教育課程」の理念の下、「主体的・対話的で深い学び」を通して「生きる力」を育むことが課題となっていますが、特別なニーズを有する子ども、外国由来の子ども、生活が困窮している子どもに対する支援、保護者や地域住民への対応等、教育環境は複雑化・困難化しています。特に、インクルーシブな教育環境※を学校全体で実現していくためには、全ての教員が特別支援教育に関する知識・技能を習得していることが求められています。

⑷　教育を取り巻く環境や課題が複雑化・多様化する中で、教職員の業務は多岐にわたり、長時間労働だけでなく、精神的負担も増加し、精神疾患による病気休職者の増加が課題となっています。こうした中、全ての事業主には職場における様々なハラスメントの防止措置が義務付けられており、学校現場でも教職員の心身を守る環境づくりが求められています。

⑸　教職員が子どもたちと向き合う時間的・心理的余裕を生み出し、教職員一人ひとりの人間性や創造性を向上させ、子どもたちに効果的な教育活動を行っていくために、学校と教職員が担うべき業務を明確にし、学校業務の外部化・分業化・協業化などを通した働き方改革を推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

⑴　方法・内容を工夫した独自の研修の企画・実施

国の教育政策や県の施策の方向性を踏まえながら、教職員の育ちと学びを支援する研修を企画・実施します。

⑵　研修内容の充実

子どもの学びの伴走者としての資質・能力の向上、授業でのＩＣＴの効果的な活用のほか、特に特別支援教育に関しては、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任などの教職員の専門性の向上を図るとともに、管理職や通常学級の担当教員が一定の基礎的知識・技能を習得できるように、研修内容の充実を図ります。

⑶　教職員が教育活動に専念できる時間の確保

教職員が専門性を発揮し、創造的に教育活動に取り組めるよう、子どもと向き合う時間、教材研究の時間、教職員自身が自分のキャリアを展望する時間を確保する取組みを推進します。

⑷　教職員のメンタルヘルスケア

教職員が心身共に健康を維持し、働きがいを持って教育に携わることができるようにするため、業務の軽減に加え、誰もが安心して相談や支援を受けられる体制づくりを推進します。

⑸　働き方改革の推進

課外活動における外部人材の活用、事務作業の効率化、支援員の配置等、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、関係諸団体との連携・協働を通じた働き方改革を推進します。

⑹　学校と地域住民等との連携の強化

学校や地域関係者への研修会や、成功事例の共有等により教職員などの意識改革を促すとともに、学校・地域間の双方向の情報発信・共有を充実させ、公民館、地域団体等との相互のつながりをより一層強化しま

⑹　地域とともにある、地域住民に身近な学校づくりを推進するためには、学校側の意識改革を促し、学校が積極的に地域住民等と関わる機会を増やす等の取組みが必要です。	す。

※　インクルーシブな教育環境…障がいの有無や国籍、性別、家庭環境等の多様な背景にかかわらず、全ての子どもが同じ場で共に学び、一人ひとりのニーズに応じた支援や合理的配慮を受けながら、誰もが排除されずに質の高い学びを受けられる環境

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）
「研修が今後の教育実践や校務運営に役立つ」と回答する教職員の割合 ７５％　→　８５％
「子どもが主体となる学びを支える授業づくりに取り組んでいる」と回答する教職員の割合 １５％　→　３０％
時間外在校等時間が月４５時間を超える教職員の割合 ４０％　→　　０％

【主な事業・取組み】
●教職員研修推進事業 ［主管］教育政策課　［連携］学校教育課
●「みんなの未来の学校」構築事業（再掲） ［主管］教育政策課　［連携］学校教育課
●教育業務支援員配置事業、スクールロイヤー配置事業 ［主管］学校教育課
●コミュニティ・スクール事業 ［主管］生涯学習課・中央公民館　［連携］学校教育課、地域づくり支援課（地域づくりセンター）

【関連計画】	松本市教職員研修計画、松本市学校教育情報化推進計画、松本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

分野２　教育　　方針４　多様な遊びと学びの機会の保障

【現状と課題】

⑴　子どもや保護者、家庭が抱える課題・問題が多様化・複雑化する中で、子ども一人ひとりのニーズを踏まえながら学びの機会を保障するために、学校全体で学習環境の充実を図る必要があります。

⑵　子どもにとって多様な学びの機会を保障していく観点から、特色・魅力ある学校づくりを推進していくことが求められています。

⑶　急激に変化する社会や複雑化する社会問題などに対応するため、学校・地域・家庭、関係機関等が連携することで、多様な学びを充実させていく必要があります。

・戦争と平和について主体的・対話的で深い学びを行うなど、平和を守り続ける大切さを一人ひとりが真剣に考える機会が必要です。

・インターネット通販トラブル、特殊詐欺、悪質商法等の消費者問題について、高校生や若者がトラブルに巻き込まれるリスクが高まっているため、消費者の自立支援や被害の未然防止の取組みが必要です。

【施策の方向性】

⑴　子どもの学びの機会を保障する学習環境の充実

学校と、地域・家庭、様々な機関・団体、専門家等との連携・協働の強化や学習環境の整備、教職員研修による資質・能力の向上により、子ども一人ひとりのニーズに対応する学習環境の充実を図ります。

⑵　不登校や支援が必要な子どもの学びの機会の保障

その子らしく過ごすことを尊重し、子どもの声を聴きながら必要な学びや支援を共に創ります。学校への復帰のみを支援の目的とするのではなく、子ども一人ひとりの意思や状況を尊重し、安心して過ごせる環境と多様な学びの機会を保障します。

⑶　魅力ある学校づくりの推進

地域の人的・物的資源や特性を柔軟に活用することで、魅力ある学校づくりを推進します。

⑷　持続可能な社会の創り手を育成する多様な遊びと学びの充実

・子どもや若者がＳＤＧｓ※について必要な知識を身に付け、主体的に関わっていけるよう身近な地域社会で学ぶ機会を創出します。

・異文化交流体験等を通じて、文化的背景の異なる他者とも共感や思いやりを持って向き合い、多様な価値観を認める国際感覚の醸成を図ります。

・災害発生時に取るべき行動を学び、災害対処力の向上を図ります。

・体を動かすことの大切さや楽しさを、体作り、健康促進、食育等の観点と結び付けながら伝えるなど、子どもたちの運動機会の確保と充実を図ります。

・文化財、産業、岳都や楽都に象徴される豊かな自然や文化芸術等の地域の宝について学ぶことで、自分の住む地域に対する誇りや愛着を高める学習の充実を図ります。

	・自分自身が社会を構成する一員であることを意識できるよう、主権者教育などの充実を図ります。 ・「金融教育」を含めたより広義の意味での「金融経済教育」について、必要に応じた学習機会の提供を図るとともに、主体的な消費者として自らが判断し行動できるよう、引き続き、消費者教育を受ける機会を提供します。

※　ＳＤＧｓ…「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、貧困、不平等・格差、気候変動による影響等、世界の様々な問題を根本的に解決し、全ての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された世界共通の１７の目標と、それらを達成するための具体的な１６９のターゲットで構成され、２０１６年から２０３０年までの１５年間で達成することを目指しているもの

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）
不登校（３０日以上の欠席が続いている）状態であり関係機関等とのつながりがない児童生徒の割合 ・小学生：　**７．６％　→　３．８％** ・中学生：**１８．６％　→　９．３％**
小中学生の保護者が回答する不登校児童生徒への支援の充実度　※ **２．９３　→　３．０８**

【主な事業・取組み】
●学校の魅力化を推進する取組み [担当]教育政策課、学校教育課
●不登校児童生徒支援事業 [担当]学校教育課、こども育成課
●多様な遊びと学びの充実に向けた取組み [担当]生涯学習課・中央公民館、環境・地域エネルギー課、危機管理課、スポーツ事業推進課、博物館、文化財課、市民相談課、健康づくり課等

※　１～５の５段階評価の平均得点、中間点は３。松本市の教育に関するアンケート調査

【関連計画】	松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画、松本市地域福祉計画、松本市健康増進総合計画、松本市スポーツ推進計画、松本まるごと博物館構想、松本市文化芸術推進基本計画

分野２　教育　　方針５　子ども・若者の居場所づくりの推進

【現状と課題】

⑴　共働き世帯の増加、就労形態の多様化、家庭の経済的状況等により、子どもが放課後や長期休業日に家庭で生活･学習習慣を身に付けることが困難となり、食事などの生活支援や学習支援が必要な子どもが増えています。

⑵　家庭の経済状況や養育環境により、学校外での子どもの学びや体験の機会に格差が生じています。

⑶　核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、子どもや若者が同年代や異年齢で交流し遊んだり様々な体験をする機会や、地域の多様な大人たちと接することで社会性を身に付ける機会が少なくなっています。他者と協働して学ぶ機会や豊かで幅広い人間関係を築く機会を保障していくことが求められています。

⑷　共働き世帯やひとり親世帯の増加により、放課後の子どもの居場所の在り方を検討していくことが必要となっています。

【施策の方向性】

⑴　子ども・若者の居場所の機能について

主体性を大切にした多様な遊び・体験・交流の機会や気軽に相談できる窓口を充実させるため、日常的に自由な遊びや多様な人との交流・相談ができる、家庭や学校以外の安全・安心な「第３の居場所（サードプレイス）」づくりに取り組みます。

⑵　食事の提供や学習支援の実施

子どもが身近な場所で食事の提供や学習の支援が受けられるよう、居場所づくりや支援人材の育成・確保に取り組みます。

⑶　連携・協働による居場所づくり

学校・家庭・地域や関係機関・民間団体等が連携・協働して、居場所づくりを推進します。

⑷　放課後の居場所づくりの推進

児童館・児童センター等の量・質的充実を図るとともに、そのニーズを地区公民館や福祉ひろばと共有することで、地域の特色を生かした遊び・体験・交流の機会を創出します。

⑸　不登校の児童生徒等の居場所づくりの推進

学校以外の場で安心して過ごし、学ぶことができる機会を提供するために、ＮＰＯや民間事業者との連携・協働を通じた居場所づくりを推進します。

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

地区別の居場所利用可能率（全３５地区中、地区内で右記事業の実施がある地区の割合）

７７%（２７地区）　→　８９%（３１地区）

【主な事業・取組み】

●学都松本寺子屋事業

［主管］教育政策課　［連携］生涯学習課・中央公民館、こども福祉課

●地区公民館のフリースペース・学習室開放事業

［主管］生涯学習課・中央公民館

学都松本寺子屋事業を利用して勉強が楽しくなったと回答する参加者の割合

７４％　→　８０％

●子どもの居場所づくり推進事業
［主管］こども福祉課　［連携］教育政策課、生涯学習課・中央公民館
●青少年の居場所づくり事業
［主管］こども育成課　［連携］生涯学習課・中央公民館
●子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」運営事業
［主管］こども育成課　［連携］学校教育課

【関連計画】　松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画、松本市地域福祉計画、松本市子ども・子育て支援事業計画

【資料掲載】居場所に関する事業の概要資料

分野２　教育　　方針６　子ども関係施設等の整備・充実

【現状と課題】

⑴　幼稚園・保育園、学校施設や児童館・児童センターの多くが老朽化、建替えの時期を迎えており、老朽度に応じて修繕・改修を計画的に行っています。

⑵　少子化による児童生徒数の減少が見込まれる一方、特別支援学級の児童生徒数が増加しています。また、ＩＣＴ教育、インクルーシブ教育、異年齢交流等、多様な新しい学びの内容や形態に対応する学習環境の整備が必要です。

⑶　気候変動による猛暑や豪雨、それに伴う生活環境の変化に伴い、児童生徒の安全を守る迅速な対応のための体制整備が求められています。

⑷　学校施設は災害時の避難所施設としての役割を併せ持つため、日常時と非常時のどちらでも有効に機能する環境を整えるフェーズフリーの視点を導入し、誰もが使いやすい施設を整備していくことが求められています。

⑸　児童館・児童センター等では放課後留守家庭となる児童を対象に放課後健全育成事業を行っていますが、利用者の増加に対して、施設の老朽化、一部で進む著しい狭あい化等の環境整備が課題となっています。

【施策の方向性】

⑴　施設整備に当たって配慮する事項

構造体の耐久化、インフラ設備の更新といった基本的な施設整備を計画的に進めるとともに、フェーズフリーの視点やユニバーサルデザインの導入、地球環境への配慮、性の多様性を尊重し、児童生徒一人ひとりが安心して利用できる施設整備を推進します。

⑵　柔軟な学校施設整備の検討

多様な教育内容や形態の変化に対応できる柔軟な学校施設の整備や、少子化等により余裕のある施設の放課後児童クラブなどの子ども関係施設や他の公共施設との多機能化といった、施設整備の在り方を検討します。

⑶　学校危機管理の推進（熱中症、有害鳥獣の出没等）

各分野の専門家と連携し、気候変動やそれに伴う生活環境の変化について最新の知見を取り入れた学校危機管理を推進します。

⑷　事故防止の徹底

校舎や体育館、その他遊具、防球ネット、石碑等の点検を実施し、必要な事故防止策を講じます。通学路の危険箇所の点検・報告を実施し、安全性の向上を図るとともに、交通安全教育・啓発を通じて登下校時などの交通事故防止と自転車の安全利用を推進します。

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

個別施設計画（令和３年策定）に位置付けられた改修事業の計画達成率

・学校教育課所管：　５％　→　　１４％

・保育課所管：　　８８％　→　１００％

【主な事業・取組み】

●小中学校新・増・改築事業、小中学校長寿命化改良事業

［主管］学校教育課　［連携］こども育成課、保育課

●保育園・幼稚園施設整備事業

［主管］保育課　［連携］学校教育課、こども育成課

教職員が回答する安全・安心な学校施設（の整備）の充実度　※

３．６０　→　３．８８

※　１～５の５段階評価の平均得点、中間点は３。松本市の教育に関するアンケート調査

●児童館・児童センター整備事業
［主管］こども育成課　［連携］学校教育課、保育課

●松本市通学路交通安全プログラムによる安全確保の取組み
［担当］学校教育課、建設部、自転車推進課等

【関連計画】　松本市公共施設等総合管理計画、松本市個別施設計画、学校施設個別施設計画、松本市子ども・子育て支援事業計画、松本市自転車活用推進計画

【資料掲載】　松本市公共施設等総合管理計画（令和４年１月改訂）から資料引用（施設分布地図）

分野３　地域　　方針１　学校・家庭・地域の連携・協働の推進

【現状と課題】

⑴　学校は、ＩＣＴ教育など新しい学習指導要領への対応、複雑な事情を抱える子どもや保護者への対応等、様々な課題に直面しています。

⑵　家庭では、核家族化や家庭環境の多様化、地域のつながりの希薄化により、出産・子育てに対する不安感や負担感が増し、孤立する家庭が増加しています。

⑶　地域では、家族形態やライフスタイルの変化とともに地域社会のつながりの希薄化が進み、地域で子どもを育てるという考え方が失われつつあります。

⑷　少子化が進行する中で、子育てを学校や家庭だけの問題と捉えず、地域社会全体で子どもに寄り添い、子どもの育ちと学びを支える仕組みづくりが必要となっています。また、子どもが家庭外で自由に遊ぶことができる場や多様な人と接する機会が少なくなっており、多様な遊びや体験をできる機会を増やしていくことが求められています。

⑸　地域とともにある学校づくりを推進するためには、学校側の取組みだけでなく、保護者や地域住民が学校運営や教育活動に積極的に関わり、学校と地域が「ともに子どもの育ちと学びを支えること」を意識できる取組みが必要です。

⑹　中学校部活動の地域展開が始まり、学校教育としての部活動から、生涯学習としての地域活動への転換が進んでいます。地域資源を生かし、保護者・学校・地域住民が連携しながら持続可能な体験機会を創出する必要があります。

【施策の方向性】

⑴　地域全体で子どもを育てる意識の向上

家庭・学校・地域、関係機関・団体等が連携して、地域社会全体で子どもに寄り添い、子どもたちを見守り育てる意識を高めていく取組みを推進します。

⑵　子どもと地域住民との交流の促進

子どもが、地域住民との交流を通して多様な価値観に触れたり、地域行事などの企画や運営に主体的に参画できる機会の創出を、学校や家庭、地域と連携・協働しながら推進します。

⑶　家庭の教育力向上の取組み

地域におけるサポート人材の育成、相談対応、学習機会の提供等の仕組みづくりを推進します。

⑷　地域住民等の学校づくりへの参画の促進

家庭・学校・地域がともに育てたい子どもの姿を共有するとともに、様々な住民が学校とつながり、学校・地域間のニーズをマッチングさせた持続可能な協働活動へつなげるために、従来の松本版コミュニティ・スクール※から国型コミュニティ・スクール※への移行を進めます。

⑸　地域全体で支える子どもの多様な活動機会の充実

中学校部活動の地域展開を踏まえ、これまで学校単位で行われてきたスポーツや文化・芸術活動について、地域全体で関係者が連携して支える体制を構築し、子どもたちが生涯にわたって豊かで多様な活動に親しめるよう、地域ぐるみの取組みを推進します。

※　松本版コミュニティ・スクール…学校支援を柱に、コーディネートは公民館が担い、各種地域諸団体（町会・町内公民館等）代表者による学校運営委員会を組織

※　国型コミュニティ・スクール…協働活動を柱に、コーディネートは地域学校協働活動推進員が担い、多様な住民が学校運営に参画する学校運営協議会を組織

【主な成果指標】 現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）
地域の大人が自分たちを見守ってくれていると感じる児童生徒の割合　※ **・小学６年生：３９％　→　４２％　　・中学３年生：２４％　→　２７％**
国型コミュニティ･スクールへの移行率 **１０．４％　→　３１．３％**
放課後や休日に、希望する活動に参加できていると回答する生徒の割合 **なし**（Ｒ９から調査実施予定）　→　**８０％**

※　「たまに感じる」の回答を含まない。松本市の教育に関するアンケート調査

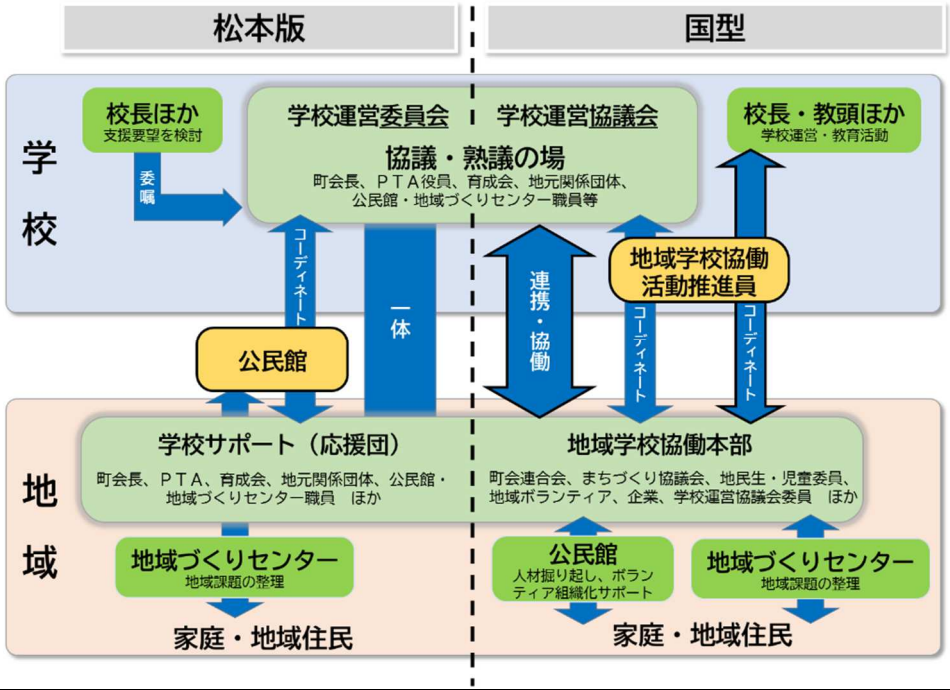
【主な事業・取組み】

●コミュニティ・スクール事業（再掲）
［主管］生涯学習課・中央公民館　［連携］学校教育課、地域づくり支援課（地域づくりセンター）

●青少年育成センター運営事業
［主管］こども育成課　［連携］学校教育課

●部活動地域展開の推進
［担当］教育政策課、学校教育課、スポーツ事業推進課、スポーツ施設整備課、文化振興課、生涯学習課・中央公民館

【関連計画】 松本市地域づくり実行計画、市民活動と協働を推進するための基本指針



【資料】
左図の他に、コミュニティ・スクール事業等に関する資料

分野３　地域　　方針２　地域づくりの推進

【現状と課題】

⑴　町会加入率が低下傾向にあり、役員の高齢化や担い手不足が深刻化しています。また、家族の在り方やライフスタイル・価値観の多様化により、地域社会のつながりの希薄化が進行していると指摘されています。

⑵　少子高齢・人口減少社会に対応した多様な世代が参画するまちづくりに向けて、市民が地域で学び、考え、主体的に地域と関わり実践する機会が必要です。

⑶　松本らしい地域づくりを推進していくためには、町会や隣組等の身近なコミュニティにおける住民同士の助け合いや支え合いが不可欠です。

⑷　安全・安心な地域づくりのため、市民の防災・防犯意識の向上が求められています。また、インターネット通販トラブル、悪質商法等の消費者問題、特殊詐欺事案が巧妙化しており、身近な地域での啓発が必要です。

【施策の方向性】

⑴　地域の創り手の育成や多様性を認める地域づくりを推進

幅広い世代や立場の市民参画を図るために、公民館による地域基盤の構築を進めるとともに、地域づくりセンターはその基盤を生かし、公民館や福祉ひろば、地域と連携・協働して取り組みます。

⑵　地域課題の解決に向けた学習機会の充実

市民が学習活動を通して地域課題と向き合い、地域課題の解決に向けた実践につなげるため、多様な市民が日頃の活動、課題等を持ち寄り、様々な視点から学び合う研修会を開催します。

⑶　町内公民館活動への支援

町内公民館で住民が各町会の特色を生かした主体的な活動を展開するために、必要に応じた各地区公民館による相談支援や研修開催を推進します。

⑷　地域に対する誇りや愛着を高める取組み（再掲）

文化財、産業、岳都や楽都に象徴される豊かな自然や文化芸術等の地域の宝について学ぶことで、自分の住む地域に対する誇りや愛着を高め、地域づくりに関わる活動につなげます。

⑸　地域の防災・防犯力の向上

出前講座等を活用した各地区や町会での避難所訓練や防災学習会、消費者トラブル防止、対策方法の啓発等、地域ぐるみの防災・防犯活動の取組みを促進し、防災・防犯力の向上を図ります。

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

自分は「地域で行われている活動やボランティア活動に参加している」と評価する市民の状況　※

１．９６（Ｒ６）　→　**２．０１**（Ｒ１１）

【主な事業・取組み】

●地域課題や防災・防犯に関する学習や実践

［主管］地域づくり支援課（地域づくりセンター）　［連携］生涯学習課・中央公民館、福祉政策課（福祉ひろば）、危機管理課

松本市では「地域による自主的な防災・防犯活動が行われている」と評価する市民の状況　※ **２．６３**（Ｒ６）　→　**２．７６**（Ｒ１１）

※　１～４の４段階評価の平均得点、中間値は２．５。
　　市民意識調査

●松本市出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」（防災・消費者問題関係）
　[主管]生涯学習課・中央公民館　[連携]危機管理課、市民相談課等
●未来へつなぐ私たちのまちづくりの集いの開催（公民館研究集会・地域づくり市民活動研究集会）
　[担当]生涯学習課・中央公民館、地域づくり支援課
●公民館報の発行、公民館委員会活動の充実
　[主管]生涯学習課・中央公民館
●町内公民館業務の振興、町内公民館と地区公民館の連携強化
　[主管]生涯学習課・中央公民館
●地域づくり推進事業
　[主管]地域づくり支援課（地域づくりセンター）　[連携]生涯学習課・中央公民館、福祉政策課（福祉ひろば）

【関連計画】　松本市地域づくり実行計画、市民活動と協働を推進するための基本指針、松本市地域福祉計画

【資料掲載】地域づくり実行計画から、「地域力」を構成する４つの力、地域づくりセンター体制の資料

分野４　社会教育　　方針１　社会教育活動の充実

【現状と課題】

⑴　誰もが豊かな人生を送り活躍できるよう、あらゆる場所・時間・方法で、全ての世代が生涯を通して学び続ける機会を創出していくことが求められています。

⑵　趣味、教養等の個人のニーズに応じた学習時間が増加する一方で、地域力の低下が懸念されています。山積する地域課題を解決していくためには、多様な個人や組織が協働していくことが不可欠であり、互いがつながり、支え合う関係性を地域社会の中で再構築していくことが必要です。

⑶　人生１００年時代を迎え、従来の単線型の生き方から、副業・兼業・起業・ボランティアなど様々なステージを並行・移行・越境するマルチステージ型※のライフサイクルへの転換が進む中、キャリアアップやキャリアチェンジのための学び直しのニーズが高まっています。また、少子化による労働人口の減少に伴い、女性の復職や定年退職者の再雇用による労働力の確保、生涯現役で多様かつ柔軟に働ける社会の実現が期待されています。他方で、仕事の多忙感に起因する時間の確保の困難さ、新たな学習に伴う費用負担等、様々な課題が指摘されています。

⑷　ＩＣＴ機器の普及により、いつでもどこでも学びにつながる環境が整備されてきましたが、機器の操作や利用に抵抗がある人との間で生じる「デジタル格差（情報格差）」を解消し、誰一人取り残さないための支援や対応が求められています。

【施策の方向性】

⑴　全ての世代の生涯学習の推進

全ての世代のライフステージの多様なニーズに応える学習機会を創出するとともに、誰もが自由に学び、適切に学びの支援や情報を得られる体制を整えます。

⑵　生涯学習活動拠点の整備

社会教育施設、大学、ＮＰＯ、関連団体等と連携を図りながら、多様な住民ニーズに応じた講座の開設、趣味・サークル活動の支援、気軽に参加できるイベント等を開催することで、幅広い世代が集い、情報が行き交い交流できる生涯学習活動拠点を確立します。

⑶　地域課題の解決と次世代育成

市民の学びを具体的な活動や発表の機会に結び付けることで、人と人とのつながりや交流を創出します。学び合いを通して、充実した暮らしの実現や地域課題の解決を目指し、その成果を次世代の子どもたちや社会に還元していく取組みを推進します。

⑷　学び直しの機会の充実

希望する人がいつでも学び直しができ、何度でも新しいチャレンジができる社会を目指して、企業や大学、関係機関との連携・協働を進めるとともに、キャリアアップやキャリアチェンジに結び付く学び直しの機会を拡大させ、情報発信や相談体制の充実を図ります。

⑸　デジタル・シティズンシップ※教育の推進

高齢者を含めた全ての世代がデジタル化の恩恵を享受できるよう、誰でも、いつでも、どこからでも自由に学ぶことができる環境の整備を図ります。また、様々なメディアや生成ＡＩ等の技術を安心・安全に活用するため、情報を正しく読み取り主体的に選択・利用する力を養う、全世代を対象としたデジタル・シティズンシップ教育を推進します。

※　マルチステージ型…「学ぶ」「働く」「引退する」を順番にこなす従来の単線型の人生モデルと対比して、学び直し、転職、起業等の様々なステージを、年齢に関係なく、自分らしく柔軟に選択する人生のモデル

※　デジタル・シティズンシップ…デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に関与・参加し、責任ある行動を取る能力のこと。ネット上でルールを守るだけでなく、自分の意見を発信し、社会課題の解決に参加するという主体的な姿勢も含む。

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）
松本市では「様々な学びや趣味を気軽に行える環境が充実している」と評価する市民の状況　※ **２．４１**（Ｒ６）　→　**２．７０**（Ｒ１１）
公民館活動利用件数（延べ） **７，４５２件　→　７，５００件**

※　１～４の４段階評価の平均得点、中間値は２．５。市民意識調査

【主な事業・取組み】
●学都松本推進事業 ［主管］教育政策課　［連携］教育に関わる部署 ●教育文化センター各種事業 ［主管］教育政策課 ●多様なニーズに応じた学習機会の創出 ［主管］生涯学習課・中央公民館 ●デジタル・シティズンシップに関する教育の取組み ［担当］生涯学習課・中央公民館、こども育成課、学校教育課

【関連計画】	松本まるごと博物館構想

分野４　社会教育　　方針２　地域の情報拠点としての図書館機能の充実

【現状と課題】

⑴　図書館には市民の読書活動を支援するだけでなく、人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ地域の情報拠点となり、訪れる人一人ひとりの活動の場や新たな関係性が生まれる場としての役割が求められています。

⑵　市民の図書館登録率は約２割と低く、図書館のサービス内容や機能に対する理解や利用・活用経験が、まだ十分に浸透していない部分があることから、広く情報発信していくことが必要となっています。

⑶　社会のデジタルネットワーク化が進む中、誰もがいつでもどこでも「知る」「学ぶ」活動を行うための図書館サービスにアクセス可能とするため、ＩＣＴの利活用によるサービス向上や市民への新たな情報提供が求められています。

⑷　読書の習慣が身につくよう、子どもの身近な場所で、読書の楽しさや幅を広げるきっかけを増やし、発達段階に応じた切れ目ない読書への関心を高める取組みが重要です。

⑸　中央図書館では、松本城三の丸エリアビジョンに基づく周辺施設や地域住民と連携した取組み、分館では、地域の課題や特性を考慮した運営が必要です。さらに、人々の集まりやすい場所への、複合的な機能を持つ図書館設置の検討を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

⑴　資料・情報の収集、情報発信・提供によるサービスの充実

社会の変化や利用者ニーズを踏まえ、課題解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努め、図書館自らが積極的に情報発信・提供を行い、市民が主役の図書館サービスの充実を図ります。

⑵　コミュニティの拠点機能の強化

市民が図書館の「学ぶ」基盤を通して、更に新しいつながりや交流を持つことのできる機能を強化します。

⑶　連携・協働によるネットワーク網の拡充

暮らしや仕事、地域の課題解決のために、市役所各課や公民館・博物館等の施設、市内外の各種図書館、図書室、研究機関や企業との連携・協働を通したネットワーク網の拡充を図ります。

⑷　ＩＣＴの活用

電子書籍やデータベース、地域・行政資料のデジタルアーカイブ化など、時間や空間の制限を受けず、図書館以外の場所から誰でも気軽に情報にアクセスできる環境の整備を推進します。

⑸　子どもの読書活動の推進

子どもの発達段階に応じた支援を行うほか、読み聞かせボランティアの養成などの人材育成、関係機関と連携した取組みを進めます。

⑹　図書館ネットワーク

中央図書館は、周辺施設や地域住民と連携した取組みを推進、分館は地域の特性を反映するほか、多くの人が集まる中心市街地や、公共交通機関の結節点となる駅周辺への図書館設置を検討し、互いに協調するネットワーク全体で、市民の学びを支える図書館を目指します。

【主な成果指標】 現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）
図書館（貸出サービス）利用者数 **２７，７９３人 → ２９，２００人**
レファレンスサービスの利用件数 **１０，１９７件 → １０，７００件**
１８歳未満の図書館（貸出サービス）利用率 **１７% → １８%**

【主な事業・取組み】
●図書館サービス向上事業、スマート図書館事業　[主管]中央図書館
●図書館資料整備事業、図書館資料の貸出 [主管]中央図書館　[連携]生涯学習課・中央公民館
●市町村と県による協働電子図書館事業　[主管]中央図書館
●学都松本子ども読書活動推進事業　[主管]中央図書館

【関連計画】	松本市図書館未来プラン

【資料掲載】松本市図書館未来プランから「図書館の今と未来」の資料

分野４　社会教育　　方針３　平和祈念事業の推進

【現状と課題】

⑴　悲惨な戦争の状況と当時の生活を伝える戦争遺品等の資料や証言を記録保存していくとともに、実体験に基づく戦争の悲惨さを語り継ぎ、改めて平和への願いを次世代に伝えていく取組みの強化が必要となっています。

⑵　平和の連鎖をより一層広げていくために、子どもや若者が主体的に平和について考え、学習し、その成果を小中学校や高校での出前講座や留学生との意見交換、平和祈念式典での意見表明の場を通して発信しています。

⑶　世界で戦争が続く中、戦争の背景や日本への影響を学ぶ平和教育の必要性は高まっています。しかし、複雑な国際情勢を客観的に教える知識、教材の不足等、実践的な平和教育の充実には課題があります。

【施策の方向性】

⑴　証言等の記録と活用

歴史を伝える貴重な証言等をデジタルで記録する「まつもと平和ミュージアム」の充実・活用を図り、全ての世代が戦争の悲惨さや平和の大切さを学び、共に語り合うことができる機会を増やす取組みを進めます。

⑵　命の尊厳と人権を尊重する平和啓発の推進

他者への思いやりや命の尊さを尊重する啓発をより一層行い、人権を尊重する市民一人ひとりの行動が松本市平和都市宣言の目指す平和につながることを学ぶ取組みを推進します。

⑶　専門家等との連携による実践的な平和教育の充実

大学や専門家との連携・協働により、学校、地域等で使用できる平和教育の教材や、専門家を講師とした教育プログラムの開発について検討します。

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

「まつもと平和ミュージアム」のユニーク訪問者数（サイトを訪問した重複のない実際の訪問人数）

１４，８１３人　→　１８，０００人

戦没者を追悼し平和を祈念する式典及び平和の集い参加者のうち「戦争の悲惨さを理解し、平和への想いを強くした」と回答する者の割合

なし（Ｒ９から調査実施予定）　→　**８０％以上**

【主な事業・取組み】

●まつもと平和ミュージアム、平和資料展示の充実
［主管］平和人権共生課

●広島平和記念式典参加事業
［主管］平和人権共生課　［連携］学校教育課

●松本ユース平和ネットワーク事業
［主管］平和人権共生課

【関連計画】

なし

【資料掲載】「平和」を学ぶすごろくの抜粋

分野４　社会教育　　方針４　社会教育関係施設等の整備・充実

【現状と課題】

⑴　松本市では、誰もが身近な地域で自由に学び、交流を広げ、実践につなげるための施設整備の充実を図ってきました。今後は、ソフト面での充実や、更新時期を迎えた施設・設備の修繕・改修を計画的に進めていくことが必要となっています。

⑵　市民ニーズの多様化や生活スタイルの変化に柔軟に対応するため、トイレの洋式化、照明のＬＥＤ化、ユニバーサルデザイン化、デジタル化への対応、日常時と非常時のどちらでも有効に機能する環境を整えるフェーズフリーの視点の導入等、施設の高機能化・多機能化が求められています。

⑶　子どもの育ちや学びを支える地域づくり、防災や高齢者の見守り等の課題に対して、町内公民館に代表される最も身近なコミュニティ施設の重要性が高まっており、施設整備に対する支援の拡充が求められています。

【施策の方向性】

⑴　計画的な施設・設備の整備

社会教育関係施設等は、利用状況が施設によって異なるため、今後の人口推計や利用需要を見極めながら、幅広い世代を意識した設備整備を計画的に進めます。

⑵　施設の高機能化・多機能化

全ての社会教育関係施設等に対して、フェーズフリーの視点やユニバーサルデザインに配慮した施設整備や改修を推進します。身近な生涯学習施設の在り方を地域の学習拠点、交流拠点、災害時の防災拠点として再検討し、ＩＣＴ機器、情報ネットワーク等の設備も含めた施設の整備・充実に取り組みます。

⑶　町内公民館施設整備への効果的な支援の検討

町内公民館を幅広い世代の住民が利用するために、ニーズに対応した施設の整備や修繕が進められるよう支援します。

⑷　教育文化センターの整備

施設の機能維持を図るとともに、施設の在り方を見直し、子どもと大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「（仮称）学都ラボ」とします。「学都ラボ」は、学校、地域、企業等が学校教育・社会教育を通じてつながるハブ機能を有することを目指します。

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

前年１年間に社会教育関係施設（地区公民館、体育施設、図書館、教育文化センター、美術館、博物館、文化会館）を一度も利用していないと回答する市民の割合

１９％　→　１４％

町内公民館整備事業の実施率（実施件数／申請件数）

９１％　→　９５％

【主な事業・取組み】

●各社会教育施設の整備事業

［主管］生涯学習課・中央公民館、教育政策課、中央図書館、博物館、美術館、公園緑地課、スポーツ施設整備課等

●町内公民館整備補助事業

［主管］生涯学習課・中央公民館

【関連計画】	松本市公共施設等総合管理計画、松本市個別施設計画

【資料掲載】　松本市公共施設等総合管理計画（令和４年１月改訂）から施設（文化施設、博物・資料館、公民館、図書館、集会施設）分布図

分野５　人権共生　　方針１　子どもの権利保障と環境づくりの推進

【現状と課題】

⑴　松本市は、平成２５年４月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を保障する「すべての子どもにやさしいまちづくり」を推進しています。

⑵　子どもだけでなく、子どもに関わる全ての大人が子どもの権利に対する理解を深めていくために、一層の普及・啓発の取組みが必要です。特に、子どもが幼少期から「自分は大切にされている」と実感できる環境が、社会全体で保障されることが求められています。

⑶　いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、虐待、ヤングケアラー※等子どもや家庭を取り巻く環境・課題は多様化・複雑化しています。子どもや家庭が孤立することのないよう、早期の手厚い支援、多様な心の悩みに対する相談・救済・回復できる体制の充実が必要となっています。

【施策の方向性】

⑴　教育を受ける機会の保障

生まれ持った特性や育った環境に関わらず、全ての子どもたちの教育を受ける機会を保障していく仕組みづくりに取り組みます。

⑵　子どもの権利の普及啓発、社会全体での権利の尊重

子ども自身が子どもの権利を学ぶとともに、全ての大人が子どもの権利に対する理解を深め、家庭や学校、地域といった社会全体で子どもの権利を尊重する環境づくりを推進するため、一層の普及・啓発に取り組みます。

⑶　支援・協力体制、相談窓口の拡充

学校・地域・専門家・民間団体の連携・協働を通して、子どもの権利に対する支援・協力体制を充実させ、相談窓口の拡充を推進します。

⑷　子どもや家庭の抱える様々な課題への対応

いじめ、不登校、ひきこもり、貧困等様々な課題への対応として、学校における支援体制の整備のほか、外部機関との連携強化や人的配置の拡充、未然防止や早期発見に努め、子どもや保護者、家庭に対する切れ目のないきめ細かな支援を行います。

※　ヤングケアラー…年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている１８歳未満の子ども

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

「自分の意見を聴いてもらえている」と回答する子どもの割合（家庭・学校・地域ごとの結果の平均値）　※１

７４．５%（Ｒ６）　→　**７７．５%**

【主な事業・取組み】

●子どもの権利推進事業

［主管］こども育成課　［連携］学校教育課、平和人権共生課

「困ったとき、つらいとき、相談する相手がいる」と回答する子どもの割合　※1 **９０．１%**（Ｒ６）　→　**９６．５%**
保護者が回答するいじめの防止・対応の充実度　※2 **２．９３　→　３．１２**

●まつもと子ども未来委員会
［主管］こども育成課　［連携］学校教育課
●子どもの権利相談室「こころの鈴」の運営
［主管］こども育成課　［連携］学校教育課、平和人権共生課
●ＳＯＳの出し方に関する教育
［担当］健康づくり課、学校教育課

※1　子どもの権利アンケート調査
※2　１～５の５段階評価の平均得点、中間点は３。松本市の教育に関するアンケート調査

【関連計画】　松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画、松本市地域福祉計画、松本市自殺予防対策推進計画

【資料掲載】子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」の抜粋

分野５　人権共生　　方針２　互いを認め合い学び合う教育の推進

【現状と課題】

⑴　年齢、性別、国籍、人種、民族、障がいの有無等による偏見や差別、誹謗中傷、ハラスメント、自分とは価値観などが違う他者への批判や非難等様々な人権問題が社会に存在しています。学校、地域等社会全体で、全ての人が違いを認め合い、個性と人権を尊重する意識を醸成し、共感と寛容に満ちた社会を築いていく必要があります。

⑵　「男性・女性らしさ」「男性・女性の役割」など、社会的・文化的に形成された性別の枠組みに基づく性別役割分担意識、性の多様性や性的マイノリティに関する偏見が存在しています。

⑶　外国人住民が増加する中で、国籍、人種、民族等の異なる人々が互いに文化や人権を尊重し、相互理解を深め、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていく視点が必要となっています。日本語を母語としない人に対する日本語教育・学習は、生活や学びに必要な言語の習得という観点とともに、外国人住民の居場所や地域社会への入り口、交流の場としても必要です。

【施策の方向性】

⑴　共感と寛容に満ちた社会の構築

互いを正しく理解するための知識の伝達や啓発に留まらず、障がいのある人に対する合理的配慮に加え、言語、文化その他の多様な背景に応じた環境調整や支援の充実、建設的な対話※スキル、心理的安全性※を確保する方法等を全世代へ普及させることで、共感と寛容に満ちた社会の構築を目指します。

⑵　人権問題に関する広報啓発や情報発信

性別役割分担意識の解消、性の多様性や性的マイノリティ等に関する理解を促進するため、全ての世代に向けた広報啓発や情報発信に取り組みます。

⑶　日本語教育・学習の充実と相互交流の推進

関係団体や地域と連携・協働した日本語教育・学習の充実を図るとともに、日本人住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進することで、外国人住民の地域社会への参画の促進、地域住民の多文化共生意識の醸成を図ります。

※　建設的な対話…意見の対立や課題がある場合でも感情に流されず、お互いの立場や意見を尊重しながら、より良い解決策や共通のゴールへ向けて前向きに話し合うコミュニケーション

※　心理的安全性…集団の中で、自分の意見、疑問、失敗等を率直に発言・表現しても、罰せられたり人間関係で拒絶されたりしないという安心感が共有されている状態のこと。

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

男は仕事、女は家庭と役割を分けた方がよいと思う市民の割合　※１

１８%（Ｒ３）　→　**１５%未満**

【主な事業・取組み】

●人権啓発事業、人権教育推進事業、地区人権啓発推進事業、企業人権啓発推進事業　［主管］平和人権共生課　［連携］生涯学習課・中央公民館

自分は「違いを認め合い、個性を大切にしている」と評価する市民の状況　※2 **２．９８**（Ｒ３）　→　**３．１３**（Ｒ１１）

●ジェンダー平等センター事業　[主管]平和人権共生課 ●多文化共生プラザ運営事業、多文化共生事業、多文化共生キーパーソン事業 [主管]平和人権共生課　[連携]生涯学習課・中央公民館

※１　松本市男女共同参画・人権に関する意識調査

※２　１～４の４段階評価の平均得点、中間値は２．５。市民意識調査

【関連計画】	松本市地域福祉計画、松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画、松本市多文化共生推進プラン

【資料掲載】松本市多文化共生推進プランなどから資料引用

分野５　人権共生　　方針３　インクルーシブな教育※・特別支援教育の推進

【現状と課題】

⑴　特別な支援が必要な子どもが増加する中、障がいや特性に応じた児童生徒や保護者へのきめ細かな支援を充実させていくことが必要となっています。

⑵　子どもの発達上の特性や教育的ニーズを早期に把握し、本人や保護者の意思を尊重しながら必要な支援につなげることが重要です。特に知的障がいや発達障がいなどの障がいや特性は、「かもしれない」という疑いの段階から最終的な診断の確定まで長期にわたるケースが多く見られます。家庭支援も含めた個に寄り添った支援が求められています。

⑶　松本市では切れ目ない支援を実現させるため、あるぷキッズ支援事業を拡充し、令和６年にインクルーシブセンター事業をスタートしました。新たに配置された専門職員を有効活用し、各学校の支援力を向上させることにより、様々な特性のある子どもたちも、自分の力を発揮できる教育環境の実現が求められています。

⑷　外国由来の日本語指導が必要な子どもが増えており、日本語教育とともに、学校卒業後を見据えた体系的な指導・支援体制の充実が必要です。

⑸　共生社会の形成に向け、障がいの有無などにかかわらず、全ての児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒等に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

【施策の方向性】

⑴　将来的な社会的自立に向けた切れ目のない支援の充実

特別な支援を必要とする子どもと保護者のための相談体制の強化、乳幼児期から幼稚園・保育園、そして就学後の学校教育段階、さらには学齢期以降も切れ目のない支援の充実に取り組みます。

⑵　関係機関・団体の連携による支援体制の充実

医療・福祉・療育の関係機関や専門家、民間団体との連携・協働により、発達段階に応じたきめ細かい支援を行うための教育相談体制の充実、専門家の活用を通した支援の充実を図ります。

⑶　医療的ケア児への継続的・安定的な支援

健康・福祉・教育の連携・協働を通して、看護師等の専門家が継続的・安定的な支援ができるよう体制を整備します。

⑷　外国由来の児童生徒に対する教育の機会確保

様々な機関・団体と連携・協働しながら、教育の機会を確保するとともに、学校卒業後を見据えた子どもへのキャリア教育などの指導・支援、保護者への学校制度に関する情報提供に取り組みます。

⑸　インクルーシブな教育環境の実現

市立特別支援学校を地域の小中学校に併置することを通して、障がいの有無などにかかわらず、全ての児童生徒が共に学ぶことを追求する学校づくりに取り組みます。あわせて、インクルーシブセンターと連携し、通常学級での学びの充実を図るとともに、ＬＤ等通級指導教室※を設置し、学びの場の連続性の確保を目指します。さらに、当該校の知見や実践を市内全小中学校に広げていきます。

※　インクルーシブな教育…障がいの有無、国籍、性別、家庭環境等の多様な背景にかかわらず、全ての子どもが同じ場で共に学び、一人ひとりのニーズに応じた支援や合理的配慮を受けながら、誰もが排除されずに質の高い学びを受けられるようにする教育方針

※　ＬＤ等通級指導教室…通常の学級に在籍するＬＤ（学習障がい。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と活用に著しい困難を示すもの）などの特性のある児童生徒が、個別のニーズに応じた特別な指導（自立活動）を受ける場として設置する教室

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）
保護者が回答する障がいのある子どもへの支援の充実度　※ **３．１２　→　３．３２**
保護者が回答する外国人児童生徒への日本語支援の充実度　※ **２．９９　→　３．１２**
市立特別支援学校（令和１１年４月開校予定）への就学者数 **０人　→　３６人**

※　１～５の５段階評価の平均得点、中間点は３。松本市の教育に関するアンケート調査

【主な事業・取組み】

●特別支援教育支援員配置事業
［主管］学校教育課　［連携］こども発達支援課

●自立支援教員・スクールソーシャルワーカーの配置
［主管］学校教育課　［連携］こども発達支援課

●日本語を母語としない児童生徒支援事業
［主管］学校教育課　［連携］平和人権共生課

●市立特別支援学校設置事業
［主管］学校教育課　［連携］こども発達支援課

●インクルーシブセンター事業
［主管］こども発達支援課　［連携］学校教育課、健康づくり課、こども育成課、こども福祉課、保育課

【関連計画】　松本市子ども・子育て支援事業計画、松本市地域福祉計画、松本市多文化共生推進プラン、松本市障がい児福祉計画

分野６　食　　方針１　食育の推進と学校給食の充実

【現状と課題】

⑴　子どもの痩身や肥満、高齢者の低栄養のほか、全ての世代で生活習慣病の増加傾向が見られ、望ましい食習慣を実践していくための支援が必要となっています。

⑵　核家族化、ライフスタイルの変化等により、子どもたちを取り巻く食環境や食に関する価値観が多様化する中、成長期にふさわしい栄養バランスや食事量を、実際の食事を通して学ぶことは、子どもたちの健やかな成長にとって重要です。一方で、食に関する体験の機会が減少し、子どもたちの食に対する関心の低下が懸念されていることから、学校給食等での取組みとともに、家庭、地域等においても食に関する意識を高めていく必要があります。

⑶　食物アレルギーを有する児童生徒には、医師の診断に基づき、一人ひとりの原因食物に応じた対応とともに、対応食の適切な見直しにつながるよう、児童生徒及び保護者に対する正しい知識の普及活動を行っています。今後も、安全性を最優先とし、保護者、学校及び学校給食センターが共通理解の下、個々の状況に応じた適切な対応を行う必要があります。

⑷　学校給食における地場産物の活用を進めていますが、必要な規格及び数量を安定的に確保することが課題となっています。また、子どもたちが食を支える生産者や地域の人々、自然環境や食品ロスなどの環境問題について理解を深め、食や食文化を大切にする態度を育む取組みが求められています。

⑸　伝統食、郷土食等食の歴史に触れる機会が少ないため、食文化への関心を高め、文化を継承する取組みが必要です。地域の食材を美味しく味わい、食文化や環境について学び、伝えるとともに、仲間や地域の人と一緒に作り食べる「共食」や体験を通して食の楽しさを感じる取組みを

【施策の方向性】

⑴　全世代を通した食育の推進

　食を健康づくり、自然環境保護、地域の文化交流等と一体的に捉え、子どもだけではなく、全ての世代を通した食育を推進するとともに、バランスのとれた食事を通して、生活習慣病の予防や改善に結び付ける取組みを推進します。

⑵　学校における実践的な食育の推進

　学校給食を生きた教材として活用し、成長期に必要な栄養や食事量、食品の組合せ等について学ぶ食育を推進します。また、児童生徒の発達段階に応じて、日常の食事に関心を持ち、自ら考え、よりよく選択する力を育みます。

⑶　安全・安心な給食の提供

　衛生管理を徹底し、食品の安全性を担保するために添加物、原産地等に配慮するとともに、食物アレルギーへの適切な対応と栄養バランスの取れた、安心な給食を提供します。また、老朽化した施設の改修・更新、自然災害などに対応した学校給食提供体制のリスク分散等、学校給食センターの整備を進めます。

⑷　持続可能な食を支える学校給食と食育の推進

　生産者や関係機関と連携した地場産物の安定的な確保と活用、子どもたちが生産者と関わる農業体験等の取組みを推進することで、持続可能な食や給食、子どもたちの健やかな成長を学校・家庭・地域が連携して支えていく体制構築を進めます。

⑸　地域の食文化の継承と多文化共生の意識の醸成

　米飯給食を中心とした行事食などを通して、松本の郷土食や食文化を次世代に継承するとともに、異なる国・地域の食事の作り方や歴史的な背景を知る機会を増やし、多文化共生の意識の醸成を図ります。

推進しています。

⑹　「共食」や楽しく食事をする機会を増やす取組み

料理講習会、農業体験等を通して、仲間や地域の人と一緒に作り食べる機会（共食）を提供するとともに、家族が一緒に食卓を囲んで楽しく食事をする機会を増やしていく取組みを推進します。

【主な成果指標】　現状値（Ｒ７）→目標値（Ｒ１３）

学校給食における主要野菜１５品目の松本地域（松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡）産食材の使用割合

１９％　→　２０％

自分の住んでいる地域で、昔から食べられている料理（郷土食）を知っていると回答する児童生徒の割合

・小学５年生：３５％　→　４０％

・中学２年生：６８％　→　７０％

【主な事業・取組み】

●安全・安心な学校給食の提供、食物アレルギー対応食提供事業

[主管]学校給食課、保育課

●学校給食センター再整備事業

[主管]学校給食課

●地産地消を通した食育

[担当]学校給食課、保育課、農政課、健康づくり課　[連携]学校教育課

●食育・食文化に関する講座等

[担当]生涯学習課・中央公民館、学校給食課、健康づくり課、平和人権共生課、保育課、こども育成課

●食品ロス削減に関わる事業

[主管]資源循環推進課　[連携]学校給食課、保育課、保健予防課、健康づくり課、環境・地域エネルギー課

【関連計画】　松本市健康増進総合計画（松本市食育推進計画）、松本市農林業振興計画、松本食品ロス削減推進計画、松本市環境基本計画

分野７　自然

【関連計画】	松本市環境基本計画、松本市生物多様性地域戦略、松本市地球温暖化対策実行計画（まつもとゼロカーボン実現計画）

方針１　環境教育活動の推進

【現状と課題】

⑴　持続可能な社会の実現に向けて、あらゆる世代が、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の生活や取組みの中でも、持続可能な社会の構築に向けた工夫を継続できる能力･態度を身に付けることが重要です。一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育＝ＥＳＤ（Ｅｄｕｃａｔｉｏｎ　ｆｏｒ　Ｓｕｓ－ｔａｉｎａｂｌｅ　Ｄｅｖｅｌｏｐｍｅｎｔ：持続可能な開発のための教育）の考え方を取り入れた環境教育の推進が必要となっています。

⑵　自然豊かな環境での体験等の活動は、五感を刺激して豊かな感性を育て、非認知的能力を高めるとともに、環境保護や持続可能な社会の実現に向けた行動の礎となるものですが、活動の機会は減少しています。

⑶　今まさに温暖化対策に責任のある世代から、気候変動の影響を担わざるを得ない世代まで、幅広い世代が「ゼロカーボン」の重要性を理解し行動の変容につながっていくことが求められています。

【施策の方向性】

⑴　ＥＳＤの考え方を取り入れながら、幼少期から環境を大切にする心を育むための学校や保育園・幼稚園等での取組み、市民団体、事業者等との連携による、子どもから大人まであらゆる世代を対象とした環境学習の機会の充実に、継続して取り組みます。

⑵　地域・学校・家庭、関係機関等の連携により、未来を担う子どもたちや市民が、生物多様性について正しく学び、自然と触れ合う機会を創出します。

⑶　各種関係機関や団体と協力し、多様な環境学習の機会を創出します。特に、将来的に温暖化の影響を受ける「若者」がゼロカーボンに向き合い、当事者意識を持って取り組めるような機運を醸成するとともに、市民全体への周知啓発を分かりやすく、丁寧に行っていきます。

【主な事業･取組み】	●環境教育に関する講座　[担当]生涯学習課・中央公民館、環境・地域エネルギー課 ●エコスクール事業　[主管]環境・地域エネルギー課 ●小中学校環境教育支援事業　[主管]環境・地域エネルギー課、学校教育課 ●市民参加型生き物調査　[主管]環境・地域エネルギー課

【資料掲載】ゼロカーボン実現計画（概要版）からの抜粋、ゼロカーボン市民アクションプラン（子ども用ゼロカーボンチャレンジ）から抜粋

分野８　スポーツ

【関連計画】 松本市スポーツ推進計画

方針１　スポーツ活動の推進

【現状と課題】

⑴　より多くの市民がスポーツに親しみ、誰もが生涯にわたりスポーツを楽しむことができる地域の実現が求められています。

⑵　個人個人の個性や自主性を尊重しながら、柔軟に方法やルールを考え出したり、創り出したりするといった、スポーツを「つくる／はぐくむ」という視点を取り入れていくことが必要となっています。

⑶　子どもの運動する機会や、障がいの有無にかかわらず、児童生徒が一緒に運動する機会の一層の充実が求められています。

⑷　中学校部活動の地域展開の推進により、地域社会の中で多様なスポーツ活動に触れる機会の創出が求められています。

【施策の方向性】

⑴　年齢、体力等各世代のニーズや、スポーツ実施率が低い傾向にあるターゲット層に合わせた、様々な参加機会の充実を図ります。

⑵　アーバンスポーツ等の新しいスポーツの導入やデジタル技術を活用したスポーツを楽しむ機会の創出を推進します。

⑶　子ども達へのスポーツの関心喚起、きっかけづくり、運動習慣の定着、体力や運動能力の向上に向けた取組み等を実施するとともに、障がいのある児童生徒等を含めた多様な子どもたちが参加しやすい環境の整備や、パラスポーツに対する理解の促進を図ります。

⑷　地域クラブ等の充実、指導者の確保を進めるとともに、関係部署等による協議を通じて課題を整理し、地域の実情に応じた対応を図ります。

【主な事業・取組み】

●スポーツ教室や大会・イベント開催の推進　[担当]スポーツ事業推進課、健康づくり課、生涯学習課・中央公民館

●幼少期からの運動の習慣化　[担当]保育課、生涯学習課・中央公民館、スポーツ事業推進課

●児童生徒のスポーツ機会の充実、体育・保健体育の授業の充実
[担当]学校教育課、スポーツ事業推進課、国スポ・全障スポ企画課

●障がいのある児童生徒のスポーツ機会の充実
[担当]学校教育課、スポーツ事業推進課、国スポ・全障スポ企画課、公園緑地課

●地域クラブの充実、地域展開を支える指導者、人材等の育成・確保　[担当]スポーツ事業推進課、学校教育課、教育政策課

方針２　スポーツを楽しむ環境の充実

【現状と課題】

⑴　市民が快適にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設の計画的な改修・設備更新、維持管理、身近な場所で気軽にスポーツができる環境づ

【施策の方向性】

⑴　スポーツ施設の改修工事を計画的に実施するとともに、市民ニーズを踏まえた安全で利便性の高いスポーツ施設の整備や、学校施設等の有効

くりの推進、スポーツに関する情報発信の充実が求められています。 ⑵　スポーツ選手の自主性・自律性を促す質の高い指導者や地域でのスポーツ活動を支える人材の確保・育成、団体支援を行い、多くの市民が楽しくスポーツに取り組むことができる地域の実現が求められています。	活用、コース整備等を推進します。また、多様な媒体・手段を活用してスポーツに関する情報を分かりやすく魅力的に発信します。 ⑵　指導者の確保に向けた資格取得や基礎的な知識・技能習得の支援、資質向上を図る各種研修の開催に加えて、地域クラブの創設や地域のスポーツクラブ、競技団体等の団体活動を支援します。

【主な事業・取組み】	●市内小中学校の体育施設の活用　[主管]学校教育課　[連携]スポーツ事業推進課、スポーツ施設整備課 ●スポーツに関する情報発信の充実　[担当]生涯学習課・中央公民館、スポーツ事業推進課 ●適切な指導の推進　[主管]学校教育課 ●地域クラブの創設支援　[主管]スポーツ事業推進課、文化振興課　[連携]教育政策課、学校教育課、生涯学習・中央公民館

方針３　スポーツの魅力を生かしたにぎわいの創出・交流の促進

【現状と課題】	【施策の方向性】
⑴　地域特性を生かしたスポーツ大会、イベントの開催により、交流人口の拡大、移住促進、地域経済の活性化等の効果が期待されます。また、人口減少、ライフスタイルの多様化が進む中で、持続可能なスポーツ大会、イベントの開催への支援が求められています。 ⑶　プロスポーツチームや企業と連携した事業を行い、市民のスポーツへの関心喚起、観戦機会の充実、にぎわい創出及び地域経済の活性化につなげることが求められています。	⑴　松本市の地域特性を生かした魅力あふれる多彩なスポーツ大会等の開催・誘致に取り組むとともに、地域の実情に合った形でのスポーツ大会の運営・イベントの在り方を検討し、地域コミュニティの形成・活性化を支援します。 ⑵　プロスポーツチームと継続的かつ多角的な協力関係を構築し、市民の観戦機会の充実、専門的な技術指導を受けられる体制を整え競技人口の拡大を図ります。加えて、企業等と様々な分野において連携を図り相乗効果を高めます。

【主な事業・取組み】	●地域コミュニティの形成につながるスポーツ活動の推進 [担当]生涯学習課・中央公民館、地域づくり支援課（地域づくりセンター）、スポーツ事業推進課 ●スポーツイベントを通じた多世代交流の促進　[担当]生涯学習課・中央公民館、スポーツ事業推進課 ●スポーツへの関心喚起・競技力の向上　[担当]学校教育課、スポーツ事業推進課 ●健康増進・福祉事業等での連携　[担当]地域づくり支援課（地域づくりセンター）

分野９　文化芸術・歴史

【関連計画】	松本市文化芸術推進基本計画

方針１　誰もが自由に文化芸術に親しめるまちの創造

【現状と課題】

市民のウェルビーイングのために、文化芸術は必要不可欠です。性別、年齢、障がいの有無、性的指向、人種、国籍等にかかわらず、全ての人が文化芸術を創造し享受することは、社会参加の機会を開き、心豊かな市民生活と活力ある社会の実現につながります。

⑴　世代や地域を問わず誰もが文化芸術や歴史的な文化財に触れ、親しみを持ち、その魅力を再発見できる機会を創出するとともに、幅広い世代や地域への情報の周知の取組みが求められています。

⑵　市民が文化芸術イベント等の運営に参画することで、持続可能な運営体制の構築、市民と活動者の交流機会創出によるやりがいづくり等の効果が期待されます。

⑶　様々な表現の場所とあらゆる市民が文化芸術活動の担い手となる機会の創出が必要となっています。これにより、地域の活性化、市民の創造性の向上や生きがいの創出が期待されます。

【施策の方向性】

誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちを創造します。

⑴　多くの人が、優れた文化芸術作品や様々な文化財、歴史的な価値に気軽に触れられる機会の充実を図るとともに、ＳＮＳ、メディア等を活用した情報発信を推進します。また、多言語解説の充実や施設・展示のユニバーサルデザインの推進、デジタル技術を活用した事業を推進していきます。

⑵　市民が文化芸術イベントのサポーターとして気軽かつ主体的に運営に関わることができる体制を構築し、更なる協働可能な環境整備に取り組みます。

⑶　フリースペース、空き家等の活用、中心市街地にとどまらない表現の場の創出を検討するとともに、年齢、性別、障がいの有無にかかわらずあらゆる市民と協働した表現の機会の充実に取り組みます。

【主な事業・取組み】	●市文化芸術祭　[主管]生涯学習課・中央公民館 ●地域文化事業の振興　[担当]生涯学習課・中央公民館、文化振興課、美術館

方針２　文化芸術の継承と新たな文化芸術の創造

【現状と課題】

松本市では、これまでに数々の優れた文化芸術を国内外に発信し、松本市を代表する作品展示や文化芸術イベントを展開してきました。また、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできたことから、現在では民間団体が繰り広げるクラフトフェアまつもと、マツモト建

【施策の方向性】

心豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、人と人とをつなげ、相互に理解し尊重し合える社会を形成します。

⑴　伝統的工芸・民藝・クラフトの文化芸術的価値の啓発、国内外への波及力を持つ事業の継続及び発展、各地域での文化芸術活動の振興及び支

築芸術祭等のアート活動が松本の新たな顔となり、国内外に向け発信されています。

⑴　伝統的工芸・民藝・クラフト文化や松本独自の文化芸術は、地域の経済・産業振興や地域の歴史と文化的アイデンティティの維持、国際的な文化発信においても重要であるため、継承・発展の取組みが必要です。

⑵　新しい文化芸術の創造により、産業・文化の融合による経済効果、文化の多様化による市民の精神的豊かさの向上等が期待されます。

⑶　文化財保存・管理の担い手、伝統・民俗芸能の継承者の不足等に伴い、地域に伝わる有形・無形の文化財、伝統・民俗芸能を未来へ継承する取組みが必要です。

援等に取り組みます。

⑵　地域在住の活動者等との協働による新たな松本発の事業や、市民、活動者、若者、子どもの意見を反映した事業の実施、博物館を活用した地域の魅力や情報の発信等に取り組みます。

⑶　文化財保存活用地域計画に基づく地域の文化財の保存と活用を進めるとともに、文化財修復技術者や伝統・民俗芸能継承者等の育成及び支援、講座及び見学会の開催による学びの機会の充実といった取組みを推進します。

【主な事業・取組み】

●文化財に関する事業　[主管]文化財課　[連携]博物館

●文化芸術の創造・発信に関する事業

[担当]生涯学習課・中央公民館、文化財課、文化振興課、美術館、博物館、松本城整備課、商工課、国際音楽祭推進課

方針３　多様な分野との連携による課題解決や地域の活性化

【現状と課題】

文化芸術の持続的な発展のためには、社会のあらゆる場面で文化芸術の力が一層生かされていくことが必要です。

⑴　教育分野との連携による文化芸術活動等の担い手の育成、健康・医療・福祉との連携による生きがいづくり、こころの健康増進、文化芸術の活用による観光事業の促進等、社会のあらゆる場面で文化芸術の力の活用が求められています。

⑵　人口減少社会における文化芸術の持続的な発展のため、多様な主体との連携・協働の強化による文化芸術活動の更なる推進が必要です。

【施策の方向性】

教育分野、福祉分野、観光振興等あらゆる分野で文化芸術の力が活用され、また、文化施設や活動団体の連携により、文化芸術が多面的に広がるよう、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

⑴　子どもの文化芸術体験活動事業、部活動の地域展開、学校や地域、医療・福祉施設でのアウトリーチ事業やワークショップ等を実施します。

⑵　企業、団体、市民との連携・協働による文化芸術の継承・発展、文化芸術活動団体や活動者同士の交流機会の提供等多様な主体との連携・協働の強化に取り組みます。

【主な事業・取組み】

●地域クラブの創設支援（再掲）

[主管]文化振興課、スポーツ事業推進課　[連携]教育政策課、学校教育課、生涯学習・中央公民館

第４章　資料

１　松本市の教育に関するアンケート調査結果の概要

⑴　アンケート調査の目的

第４次計画策定の基礎資料として、教育に関する市民の意見を把握するために実施したもの

⑵　調査対象

ア　児童生徒：小学校３・６年生、中学校３年生

イ　保護者：アの保護者、保育園・幼稚園・認定こども園の保護者

ウ　教職員等：ア、イの小中学校・園、高等学校の教職員

エ　一般：１８歳以上の市民から２，０００名を無作為抽出

⑶　調査期間　　令和７年１２月１日から１２月３１日まで

⑷　配布数、有効回答数、回収率

配布数９，３８９通　　有効回答数３，７０８件（３９．５％）

⑸　アンケート結果から見えてきた課題等の考察

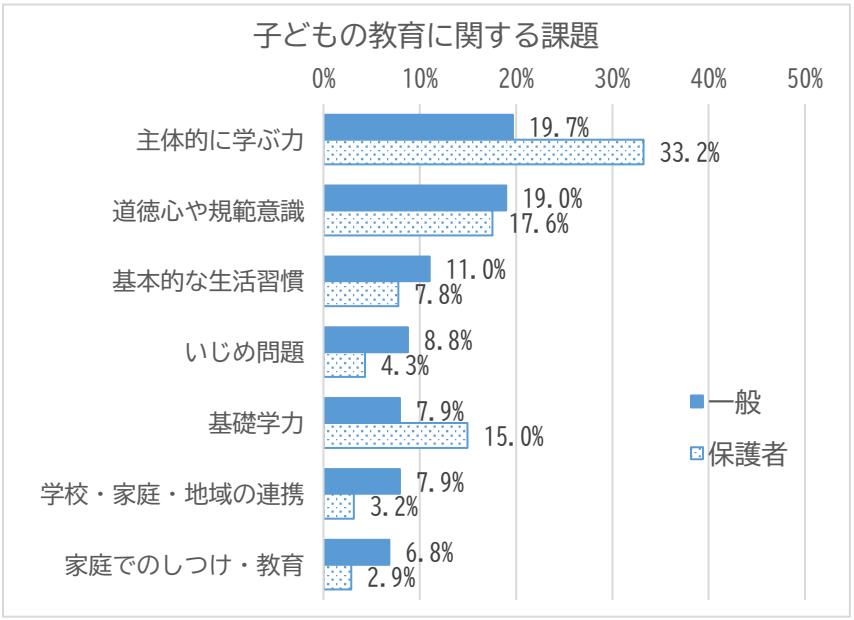
調査対象ごとの結果を比較したり、関係性が推測される設問についてクロス集計を行うなど、現在における教育の課題についての考察を行いました。アンケート全結果は、下記のＵＲＬ、二次元コードからご覧いただけます。（URL は調整中）

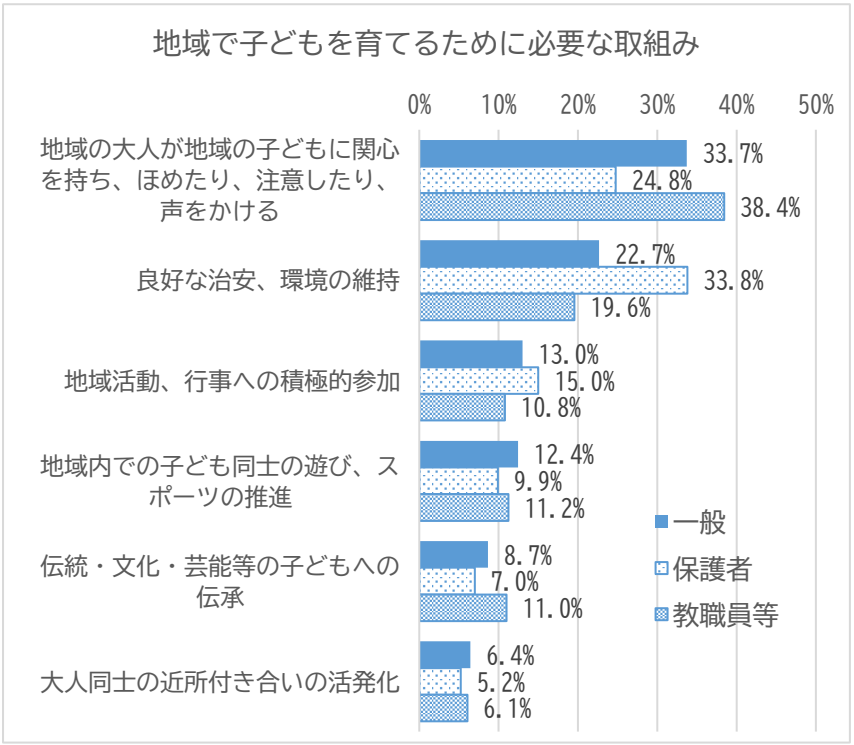
ア　子どもの教育に関する課題

一般に比べて保護者は「主体的に学ぶ力」や「基礎学力」が課題と回答した割合が高く、保護者に比べて一般は「いじめ問題」、「学校・家庭・地域の連携」、「家庭でのしつけ・教育」が課題と回答した割合が高くなっています。

イ　地域で子どもを育てるために必要な取組み

一般と教職員等の回答では、「地域の大人が地域の子どもに関心を持ちながら関わること」が、保護者の回答では「良好な治安、環境の維持」が必要であるとの回答が最も多くなっています。





２　松本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

（目的）
第１条　この要綱は、松本市教育振興基本構想に基づく松本市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、松本市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。
（所掌事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
（1）　松本市教育振興基本計画の策定に関すること。
（2）　その他必要な事項に関すること。
（組織等）
第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
（1）　学校教育関係者
（2）　社会教育関係者
（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から基本計画が策定される日までの間とする。
（委員長）
第５条　委員会に委員長１人を置き、委員の互選によって選出する。
２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
３　委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
（臨時委員）
第６条　委員会に、所掌事項に関し特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。
２　臨時委員の任期は、当該特別な事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。
（会議）
第７条　委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。
（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

３　松本市教育振興基本計画策定委員名簿

氏名	所属等	職
荒井　英治郎	国立大学法人信州大学教育基盤構築センター　准教授	委員長
海野　暁光	長野県保育連盟会長（認定こども園深志園長）	
大久保　秀樹	松本市ＰＴＡ連合会　会長	
坂口　俊樹	松本市校長会長	
相馬　蕗子	大野川小中学校ＣＳコーディネーター	
髙山　智史	長野大学社会福祉学部　准教授	
中田　安子	長野県生涯学習推進センター職員、公民館支援専門員	
永塚　博	松本市子ども会育成連合会　会長	
西森　尚己	はぐルッポ　代表	
原　明芳	安曇野市豊科郷土博物館長、松本市文化財審議委員会	
平林　文	NPO 法人中信多文化共生ネットワーク（CTN） 外国人支援コーディネーター	
松島　恒志	子どもとメディア信州　理事長	
宮内　かつら	長野県発達障がい情報・支援センター　副センター長	
吉原　寛	松本大学　教授/全学教職センター長	委員長職務代理

（所属・役職等は令和９年　月　日時点）

４　第４次計画の策定過程

日　付	会議等	内　容
R7.10.23	第７回定例教育委員会	策定の方法等について協議
11. 1	庁議	
19	市議会経済文教委員協議会	策定の方法等について報告
12. 1 ～ 12.31	教育に関するアンケート調査実施	策定の基礎資料として、児童生徒、保護者、教職員等、一般を対象に実施
R8. 5.14	臨時教育委員会	アンケート調査結果の報告
25	第１回策定委員会	策定の方法等について協議、アンケート調査結果の報告、意見交換
6.23	第２回策定委員会	第３次計画に基づく施策の課題等を協議
7.21	第３回策定委員会	
8.28	第４回策定委員会	キャッチフレーズ、分野・方針の構成案、計画案を協議

日　付	会議等	内　容
10. 2	第１回庁内調整会議幹事会	計画案を協議
5	第１回庁内調整会議	
9	第５回策定委員会	
22	第７回定例教育委員会	
11. 4	庁議	
	市議会経済文教委員協議会	
	パブリックコメント実施	提出意見　件
	第６回策定委員会	市議会意見・パブリックコメント意見を報告、対応案を協議
	定例教育委員会	計画策定（パブリックコメント結果）を報告
	庁議	
	市議会経済文教委員協議会	

５　国及び県の教育振興基本計画、松本市教育要覧

⑴　（国）教育振興基本計画 https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm	二次元コード
⑵　長野県教育振興基本計画 https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku02/gyose/zenpan/keikaku/keikaku-4.html	二次元コード
⑶　松本市教育要覧 https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kyoiku/2599.html	二次元コード

学びに、遊びや体験を。

生涯を通じた学びを保障する

松本まるごと学都構想

第４次松本市教育振興基本計画

令和９年　月策定

発行　松本市・松本市教育委員会
編集　松本市教育委員会教育政策課
松本市大手３丁目８番１３号
松本市役所大手事務所４階
TEL.０２６３－３３－３９８０
FAX.０２６３－３３－３９３４
MAIL somu@city.matsumoto.lg.jp